

## 災害時における医療機器等の供給に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と京都医療機器協会（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な医療機器等の供給に関し次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、医療機器等を調達する必要があると認めるときは、乙に加入する医療機器販売業者（以下「会員販売業者」という。）の所有する医療機器等の供給について、乙に対して協力を要請することができる。

- （1）滋賀県内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2）滋賀県以外の災害救助のため、国または関係都道府県知事から医療機器等の供給を要請されたとき。

### （医療機器等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医療機器等は、次に掲げるもののうち乙が保有する医療機器等とする。

- （1）医療機器
- （2）医療材料
- （3）衛生材料
- （4）その他甲が指定するもの

### （要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、別紙1により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請することができる。

2 甲から乙への要請は、別紙2により行うものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 乙が第1条に定める要請を受けたときは、乙は、乙の会員販売業者の所有する医療機器等を、甲に優先的に供給するよう積極的に努めるものとする。

### （価格）

第5条 医療機器等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （引渡し）

第6条 医療機器等の取引場所は、甲が指定するものとし、当該医療機器の運搬は甲または乙の指定する者が行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、甲が指定する取引場所に職員を派遣し、医療機器等を確認した上で引き取るものとする。

### （連絡責任者）

第7条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は 滋賀県健康福祉部 医務薬務課薬務室長を、乙は京都医療機器協会長をそれぞれ指定するものとする。

2 甲および乙は、それぞれの連絡の責任者との間で連絡がとれない場合に備え、あらかじめ他の連絡方法、連絡体制等について協議し、定めておくものとする。

(代金の支払い)

第8条 甲が引き取った医療機器等の代金は、災害発生による混乱が沈静した後、速やかに支払うものとする。

(補償)

第9条 第1条に定める要請により輸送に従事した者が、その責に帰することができない事由により、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年3月25日滋賀県条例第10号）の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事した者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡員の派遣)

第10条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難である場合等は、乙は、甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

(連絡会議の設置)

第11条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲または乙のいずれからも協定終了の意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年10月23日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号  
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 京都府京都市南区上鳥羽奈須野町1の1番地  
京都医療機器協会  
会長 佐野 康彦

別 紙 1

緊急用医療機器等供給要請書

平成 年 月 日

京都医療機器協会長 様

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり医療機器等の供給を要請します。

記

1 供給先

名 称			
所在地			
担当者		電 話	FAX

(注) 供給先の地図を添付すること。

2 必要な医療機器等

品 目	規 格	数	備 考

## 災害時における社団法人滋賀県柔道整復師会の協力に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、災害時において、市町からの要請に基づき乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

### （協力の内容）

第2条 乙が行う協力の内容は、次の範囲（以下「業務」という。）のものとする。

- （1）負傷者に対する応急手当（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施
- （2）負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料の提供

### （業務の提供者）

第3条 業務の提供者は、柔道整復師法に定める柔道整復師免許を有する者で、乙の会員とする。

### （業務の提供を受けることができる者）

第4条 業務の提供を受けることができる者は、第2条に定める応急手当が必要であると認められる場合に限る。

### （連絡体制）

第5条 甲および乙は、協力に関する連絡責任者をそれぞれ指定し、連絡責任者届（別記様式1）により相互に報告するものとする。

### （要請の方法）

第6条 第1条に定める要請は、業務提供要請書（別記様式2）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請することができる。

### （業務の提供および報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があったときは、可能な限り避難所等へ組合員を派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、業務提供報告書（別記様式3）により甲に報告するものとする。

(支援の経費)

第8条 乙の業務の提供に係る経費は、原則として乙が負担するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

付 則

- 1 この協定の有効期間は、協定の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了する日の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以降同様とする。
- 2 この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年11月30日

甲 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県  
知 事 嘉田 由紀子

乙 大津市相模町2番地37号  
社団法人滋賀県柔道整復師会  
会 長 前田 敏一

様式1 (第5条関係)

## 連絡責任者届

【滋賀県】

	連絡責任者	連絡員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX 番号		

【社団法人滋賀県柔道整復師会】

	連絡責任者	連絡員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX 番号		

様式2（第6条関係）

滋 医 薬 第 号  
平成 年（西暦年） 月 日

社団法人滋賀県柔道整復師会  
会 長 様

滋 賀 県 知 事

## 業 務 提 供 要 請 書（第 報）

災害時における社団法人滋賀県柔道整復師会の協力に関する協定第6条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名： 氏名： 連絡先電話番号：
実 施 日 時	平成 年 月 日（ ） 時 分 から 時 分 まで
実 施 場 所	
備 考	

様式3（第7条関係）

第 号  
年 月 日

滋賀県知事

社団法人滋賀県柔道整復師会  
会 長



## 業 務 提 供 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時における社団法人滋賀県柔道整復師会の協力に関する協定第7条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼書番号および 日時	年 月 日付け 第 号 (第 報)
実 施 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 から 時 分 まで
実 施 場 所	
業務の提供を受けた人数	人
実施業務内容	
業務従事者名	
報 告 担 当 者	氏名： 連絡先電話番号：



## 災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と近畿臨床検査薬卸連合会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、医療救護活動に必要な臨床検査薬等を確保し、迅速かつ円滑に被災地へ供給するため、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、災害時に医療救護活動を実施する上で必要と認めたときは、乙に対し、臨床検査薬等の供給を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に臨床検査薬等の供給を要請するときは、災害時臨床検査薬等供給要請書（別記様式1）により行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭または電話等で要請することができるものとする。

### （臨床検査薬等の範囲）

第2条 臨床検査薬等は、災害時における医療救護活動に必要な臨床検査薬および臨床検査に必要とされる衛生材料とし、乙において措置可能な品目および数量とする。

### （協力）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに臨床検査薬等の優先供給に対する協力に最大限努めるものとする。ただし、輸送手段が確保できないなどのやむを得ない事情により甲の要請を受け入れられないときは、速やかに甲に連絡するものとする。

2 乙は、要請事項に対する供給業務が完了したときは、臨床検査薬等供給状況報告書（別記様式2）により甲に報告するものとする。

### （緊急措置）

第4条 やむを得ない事情のため、第1条による手続きがとれないときは、甲は直接乙の会員に対し要請をすることができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置事項を、事後すみやかに乙に連絡するものとする。

### （臨床検査薬等の引渡し）

第5条 臨床検査薬等の引渡し場所および供給の方法は甲が指定するものとし、当該場所において、甲または甲が指定する者が品目および数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

(搬送に係る措置)

第6条 臨床検査薬等の搬送について、一般車両の交通規制等の事情によりその供給が困難な場合には、甲は乙の搬送経路の確保等必要な措置を講じるものとする。

(臨床検査薬等の供給体制)

第7条 乙は、甲から臨床検査薬等の供給の要請がある場合に備え、供給先へ迅速に供給できる体制整備を図るよう努めるものとする。

(臨床検査薬等の保有状況の報告)

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、臨床検査薬等の保有状況について、報告を求めることができる。

(費用の負担)

第9条 甲の要請に基づき、乙が供給した臨床検査薬等の費用は、病院等医療機関が支払うべき費用を除き、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害発生直前における通常の単価により算出した額を基準として、甲および乙が協議のうえ定める。

(情報の収集および提供)

第10条 甲および乙は、災害時において、被災地の状況および被災者の救護状況ならびに救護所および医療機関等の臨床検査薬等に関するニーズの収集に努め、情報交換を行うものとする。

2 甲および乙は、平常時から相互の連絡体制および臨床検査薬等の供給体制について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(補償)

第11条 甲の要請により、この協定に基づく臨床検査薬等の供給に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年滋賀県条例第10号）」の規定により、甲が補償するものとする。ただし、当該従事した者が同条例以外の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第12条 第1条の規定による要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課長を、乙においては近畿臨床検査薬卸連合会会長をそれぞれ指定するものとする。

(連絡員の派遣)

第13条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難である場合等は、乙は甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

(協議事項)

第14条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙いずれからも書面で何らかの申し出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間この協定は延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年5月21日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 三日月 大 造

乙 京都府宇治市槇島町落合121-2  
近畿臨床検査薬卸連合会  
会 長 湊 和 之

様式1 (第1条関係)

平成 年 月 日

近畿臨床検査薬卸連合会  
会長 様

滋賀県知事

災害時臨床検査薬等供給要請書

災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定第1条の規定に基づき、次のとおり供給を要請します。

臨床検査薬等品名	規 格	数 量	供 給 先 (引渡し場所)

様式 2 - 1 (第 3 条第 2 項関係)

平成 年 月 日

滋賀県知事 様

近畿臨床検査薬卸連合会  
会長

### 臨床検査薬等供給状況報告書

臨床検査薬を別紙のとおり供給しましたので、災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

様式2-2 (第3条第2項関係)

## 臨床検査薬等供給状況報告書

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称および代表者の氏名〕

平成 年 月 日に要請のあつた臨床検査薬等を下記のとおり供給したの  
で報告します。

記

年月日	臨床検査薬等品名	規 格	数 量	供 給 先 (引渡し場所)

## 原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、福井県診療放射線技師会、三重県診療放射線技師会、滋賀県放射線技師会、京都府放射線技師会、大阪府放射線技師会、兵庫県放射線技師会、奈良県放射線技師会、和歌山県放射線技師会、鳥取県診療放射線技師会及び徳島県診療放射線技師会（以下「府県放射線技師会」という。）並びに日本診療放射線技師会は、原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する相互の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会が相互に協力して、原子力災害時の汚染スクリーニング等を円滑に実施することにより、住民等の放射線被ばくを防止し、住民等の安全を確保することを目的とする。

## （要請）

第2条 府県は、原子力災害時において、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、府県放射線技師会に対し協力を要請するものとし、府県放射線技師会は、可能な限りこの要請に応じる。

- 2 前項の規定による要請は、文書により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、その暇がないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付する。
- 3 府県は、原子力災害時において、府県放射線技師会に対し協力を要請したときは、本協定に基づくものか否かに関わらず、広域連合に対しその旨を報告する。
- 4 府県は、他の府県の放射線技師会に対し協力を要請する必要があるときは、広域連合に対し他の府県との調整を要請することができる。
- 5 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に通知するとともに、日本診療放射線技師会に府県放射線技師会に対する支援及び府県放射線技師会間の調整を要請する。なお、広域連合が行う他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。
- 6 応援府県は、前項の通知を受けたときは、当該府県の放射線技師会に対し協力を要請する。
- 7 第1項後段及び第2項の規定は、前項の場合及び第5項により日本診療放射線技師会に要請する場合に準用する。

(業務内容)

第3条 この協定により府県が府県放射線技師会に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 住民等の汚染スクリーニング及び除染業務の指導並びに実施
- (2) 放射線に関する専門的見地からの助言
- (3) 医療現場における患者及び医療従事者の放射線被ばくの防止に関する業務
- (4) その他住民等の放射線被ばくの防止に関する業務

(協力事項)

第4条 府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会は、前条の業務を円滑に実施するため、連絡担当者を定め、平時より相互に情報の共有に努めるとともに、次の事項について相互に協力して実施するよう努める。

- (1) 原子力災害時の汚染スクリーニング及び除染に備えた人材育成
- (2) 住民等に対する放射線被ばくに関する知識の普及
- (3) その他協定の目的の実現に資すること

(費用負担)

第5条 第2条の規定により、府県放射線技師会が実施した業務に要した費用は、要請を行った府県（以下、「要請府県」という。）が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、要請府県と府県放射線技師会が協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第6条 府県放射線技師会は、業務の終了後、当該業務に要した前項の費用について要請府県に請求する。

2 要請府県は、前項の請求があったときは、内容を確認し、当該府県の規定により、その費用を府県放射線技師会に支払う。

(従事者の災害補償)

第7条 この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した府県放射線技師会の会員が、負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、府県は、次に掲げる場合を除き、当該府県の規定に準じて、その損害を補償する。

- (1) 当該損害が業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、府県放射線技師会及びその会員が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合



(支援体制の整備)

第8条 府県放射線技師会は、原子力災害時における広域的な連携を確保するため、広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努める。

(協力会員名簿の提出)

第9条 府県放射線技師会は、その会員の名簿と所有する機材の一覧を毎年度1回、府県及び広域連合に提出する。

(個別協定との関係)

第10条 この協定は、府県が放射線被ばくの防止に関して、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会と個別に締結している協定(この協定の適用日以降に締結するものを含む)の効力を妨げるものではない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会のいずれからも改廃の申し出がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、府県、広域連合、府県放射線技師会及び日本診療放射線技師会が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三日月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人福井県診療放射線技師会

会長 福 島 哲 弥

一般社団法人三重県診療放射線技師会

会長 山 田 隆 憲

公益社団法人滋賀県放射線技師会

会長 松 井 久 男

公益社団法人京都府放射線技師会

会長 轟 英 彦

公益社団法人大阪府放射線技師会

会長 牧 島 展 海

公益社団法人兵庫県放射線技師会

会長 清 水 操

公益社団法人奈良県放射線技師会

会長 高 嶋 敏 光

一般社団法人和歌山県放射線技師会

会長 川 合 久 之

一般社団法人鳥取県診療放射線技師会

会長 大 久 保 誠

一般社団法人徳島県診療放射線技師会

会長 藤 原 良 介

公益社団法人日本診療放射線技師会

会長 中 澤 靖 夫

## 災害時における高齢者福祉施設等への支援に関する基本協定

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害時において相互に協力し、被災した高齢者福祉施設の利用者や避難所で避難生活をする高齢者等の生活環境の確保および施設の安定的な運営を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して、被災した高齢者福祉施設（以下「被災施設」という。）の利用者や避難所で避難生活をする高齢者等の生活環境の確保および施設の安定的な運営を図ることを目的とする。

### （情報の収集、交換等）

第2条 甲と乙は、災害時における被害状況等の情報について、積極的に収集に努めるとともに、速やかに情報の交換を行い、被災施設および被災施設利用者または被災地域の在宅要介護者等の受入施設への応援、協力（以下「応援等」という。）の対応等について協議するものとする。

### （協定事項）

第3条 乙は、甲から要請を受けた場合または被災施設等への応援等の対応が必要であると認めた場合は、速やかに次の各号に掲げる事項について応援等するものとする。

- （1）被災施設利用者または被災地域の在宅要介護者等の一時的受入れのための施設の提供
- （2）被災施設や避難所等への食料、飲料水等の生活必需品、衣服、おむつ等の生活用品、ベッド、車いす等の備品などの供給
- （3）被災施設や避難所等への介護職員等の必要な職員の派遣
- （4）被災施設等の応急復旧等に必要な資機材の提供
- （5）高齢者の避難に必要な車両の提供と移送の協力
- （6）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### （受入者数の決定）

第4条 前条第1号に規定する一時的受入れに当たっては、受入施設が過大な負担とならないために、施設規模に応じた受入者数となるよう配慮することとし、甲乙協議の上、受入者数を決定するものとする。

### （要請の手続）

第5条 甲は、乙に対して応援等を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにしてファクシミリまたは電話等により速やかに行うものとする。

- (1) 被災施設や避難所等の概要および被害等の状況
- (2) 応援等の種類
- (3) 応援等の具体的な内容および必要量
- (4) 応援等を希望する期間
- (5) 被災施設や避難所等への経路
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要な事項

(終了報告)

第6条 乙は、この協定に基づく応援等を終了したときは、甲に対し、文書により報告するものとする。

(費用負担)

第7条 この協定に基づく応援等に係る費用の負担については、甲と乙が協議の上、別途定めるものとする。

(訓練への参加)

第8条 乙は、甲との連携を円滑にするため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行うものとする。

(窓口の設置)

第10条 甲および乙は、本協定に定める連携および協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携および協力に関する事項の推進を図るものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからこの協定を更新しない旨の書面による通知がないときは、この協定の有効期間は1年間延長されるものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 27 年 3 月 27 日

甲 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事

乙 草津市笠山七丁目 8 番 1 3 8 号

滋賀県老人福祉施設協議会

会 長



## 災害時におけるはり師およびきゅう師の業務の提供に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県鍼灸師会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における業務の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 災害時に開設された避難所における県民または滞在者（以下「住民」という。）の避難所生活が長期に渡ると予見された場合において、乙が業務を提供するにあたり必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難所生活における精神的負担軽減を図ることを目的とする。

### （業務の内容）

第2条 乙が実施する業務の内容は、次の範囲のものとする。

- （1）避難所におけるはりおよびきゅうの施術
- （2）前号の施術に必要とされる衛生材料の提供

### （業務の提供者）

第3条 業務の提供者は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の規定に基づくはり師またはきゅう師の免許を有する者で、乙の会員または乙の会員が開設する施術所の従事者とする。

### （業務の提供を受けることができる者）

第4条 業務の提供を受けることができる者は、避難所の住民とする。

### （連絡体制）

第5条 甲および乙は、業務の提供に関する連絡責任者をそれぞれ指定し、連絡責任者届（別記様式1）により相互に報告するものとする。

### （要請）

第6条 甲は、避難所において業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対して業務の提供を要請することができるものとする。

(要請の方法)

第7条 前条に定める要請は、業務提供要請書（別記様式2）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請することができる。

(業務の提供および報告)

第8条 乙は、甲から前条に定める要請があったときには、可能な限り人員等を調整して、はり師およびきゅう師を避難所に派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、業務提供報告書（別記様式3）により甲に報告するものとする。

(支援の経費)

第9条 乙の業務の提供に係る経費については、原則として乙が負担することとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議して決定するものとする。

付 則

1 この協定の有効期間は、協定の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期日の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以降同様とする。

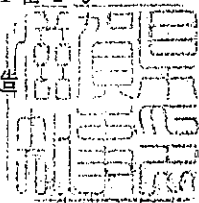
2 この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年12月1日

甲 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県

知事 三日月 大造



乙 東近江市栄町2番22号

一般社団法人滋賀県鍼灸師会

会長 飯塚 季也







災害時におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師およびきゅう師の  
業務の提供に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県鍼灸マッサージ師会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における業務の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 災害時に開設された避難所における県民または滞在者（以下「住民」という。）の避難所生活が長期に渡ると予見された場合において、乙が業務を提供するにあたり必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難所生活における精神的負担軽減を図ることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 乙が実施する業務の内容は、次の範囲のものとする。

- （1）避難所におけるあん摩、マッサージおよび指圧、はりならびにきゅうの施術
- （2）前号の施術に必要なとされる衛生材料の提供

（業務の提供者）

第3条 業務の提供者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の規定に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の免許を有する者で、乙の会員または乙の会員が開設する施術所の従事者とする。

（業務の提供を受けることができる者）

第4条 業務の提供を受けることができる者は、避難所の住民とする。

（連絡体制）

第5条 甲および乙は、業務の提供に関する連絡責任者をそれぞれ指定し、連絡責任者届（別記様式1）により相互に報告するものとする。

（要請）

第6条 甲は、避難所において業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対して業務の提供を要請することができるものとする。

(要請の方法)

第7条 前条に定める要請は、業務提供要請書（別記様式2）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭により要請することができる。

(業務の提供および報告)

第8条 乙は、甲から前条に定める要請があったときには、可能な限り人員等を調整して、あん摩マッサージ指圧師、はり師およびきゅう師を避難所に派遣するものとする。  
2 乙は、業務が完了したときは、業務提供報告書（別記様式3）により甲に報告するものとする。

(支援の経費)

第9条 乙の業務の提供に係る経費については、原則として乙が負担することとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議して決定するものとする。

付 則

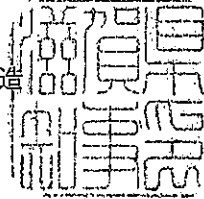
- 1 この協定の有効期間は、協定の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期日の1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以降同様とする。
- 2 この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年12月1日

甲 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県

知事 三日月 大造



乙 大津市本丸町6番28号

一般社団法人滋賀県鍼灸マッサージ師会

会長 岳 東弘



## 大規模災害時の福祉避難所等における人的支援に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。 )と一般社団法人滋賀県介護福祉士会(以下「乙」という。 )とは、大規模災害時の福祉避難所等における人的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定書は、大規模な災害の発生により滋賀県内に福祉避難所等が設置された場合において、甲の依頼に基づき、乙が避難者等の介護支援等をするために、乙の会員を福祉避難所等に派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この協定書において、「災害」とは災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める風水害や地震等をいう。

2 この協定における支援の対象となる者(以下「対象者」という。 )は、福祉避難所等における生活において何らかの特別の配慮を必要とする者をいう。

### (支援依頼)

第3条 甲は、災害時において、前条対象者に対する支援が必要と認めた場合、乙に対して、甲が指定する福祉避難所等での支援を依頼するものとする。

2 前項の依頼は、甲が乙に対し、文書または口頭(電話連絡含む)で行うものとする。

3 乙は、甲からの依頼に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### (支援内容)

第4条 この協定における支援内容は以下のとおりとする。

(1)福祉避難所等での対象者の介護支援

(2)対象者の家族等に対するアドバイス

### (支援期間等)

第5条 支援の期間は、甲の依頼時から、該当福祉避難所等の開設期間中とし、派遣する人数・時間帯については、甲乙が協議し決定する。

### (個人情報の保護)

第6条 乙および支援者は、本協定による支援活動を実施するにあたって、知り得た対象者とその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

### (連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては滋賀県災害対策本部における健康医療福祉部長、乙においては滋賀県介護福祉士会事務局長とする。

### (有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から、当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年6月30日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県草津市駒井沢町302番地  
一般社団法人 滋賀県介護福祉士会  
会長 村田 美穂子

## 大規模災害時の福祉避難所等における人的支援に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)と公益社団法人滋賀県社会福祉士会(以下「乙」という。)とは、大規模災害時の福祉避難所等における人的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定書は、大規模な災害の発生により滋賀県内に福祉避難所等が設置された場合において、甲の依頼に基づき、乙が避難者等の生活相談等をするために、乙の会員を福祉避難所等に派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この協定書において、「災害」とは災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める風水害や地震等をいう。

2 この協定における支援の対象となる者(以下「対象者」という。)は、福祉避難所等における生活において何らかの特別の配慮を必要とする者をいう。

### (支援依頼)

第3条 甲は、災害時において、前条対象者に対する支援が必要と認めた場合、乙に対して、甲が指定する福祉避難所等での支援を依頼するものとする。

2 前項の依頼は、甲が乙に対し、文書または口頭(電話連絡含む)で行うものとする。

3 乙は、甲からの依頼に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### (支援内容)

第4条 この協定における支援内容は以下のとおりとする。

(1) 福祉避難所等での対象者の生活相談および生活支援

(2) 対象者の家族等に対するアドバイス

### (支援期間等)

第5条 支援の期間は、甲の依頼時から、該当福祉避難所等の開設期間中とし、派遣する人数・時間帯については、甲乙が協議し決定する。

### (個人情報の保護)

第6条 乙および支援者(乙の派遣した会員)は、本協定による支援活動を実施するにあたって、知り得た対象者とその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

### (連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては滋賀県災害対策本部における健康福祉部長、乙においては滋賀県社会福祉士会副会長とする。

### (有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から、当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

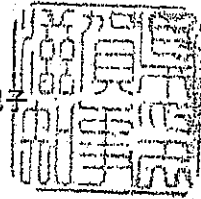
第9条 この協定書に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年3月28日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

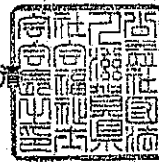
滋賀県知事 嘉田 由紀子



乙 滋賀県野洲市富波乙881番55号

公益社団法人 滋賀県社会福祉士会

会長 澤 和清



## 滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および一般社団法人滋賀県保育協議会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

### （活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第7条各号に定める通りとする。

### （チーム員の登録）

第3条 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

### （チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第5条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

### （費用負担）

第5条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

### （費用負担）

第6条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設等の長からの請求により甲が支払う。

### （情報の交換、研修および訓練）

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

3 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

(秘密保持および専門性の尊重)

第 8 条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各 1 通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和 2 年 2 月 6 日

甲

大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙

大津市京町四丁目 3 番 2 8 号

一般社団法人滋賀県保育協議会

会 長 中 西 健



## 滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および滋賀県介護サービス事業者協議会連合会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

### （活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第7条各号に定める通りとする。

### （チーム員の登録）

第3条 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

### （チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第5条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

### （費用負担）

第5条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

### （費用負担）

第6条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設等の長からの請求により甲が支払う。

### （情報の交換、研修および訓練）

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

3 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

(秘密保持および専門性の尊重)

第 8 条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各 1 通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和 2 年 2 月 6 日

甲

大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙

草津市笠山七丁目 8 番 138 号

滋賀県介護サービス事業者協議会連合会

会 長 西村 武博

## 滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および滋賀県児童成人福祉施設協議会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

### （活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第7条各号に定める通りとする。

### （チーム員の登録）

第3条 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

### （チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第5条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

### （費用負担）

第5条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

### （費用負担）

第6条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設等の長からの請求により甲が支払う。

### （情報の交換、研修および訓練）

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

3 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

(秘密保持および専門性の尊重)

第 8 条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各 1 通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和 2 年 2 月 6 日

甲

大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙

草津市笠山七丁目 8 番 138 号

滋賀県児童成人福祉施設協議会

会 長 山之内 洋

## 滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および滋賀県老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

### （活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第7条各号に定める通りとする。

### （チーム員の登録）

第3条 乙は、自らの団体に加入する施設の長および職員のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

### （チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第5条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

### （費用負担）

第5条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

### （費用負担）

第6条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設の長からの請求により甲が支払う。

### （情報の交換、研修および訓練）

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

3 乙は、自らの団体に加入する施設の長および職員をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

(秘密保持および専門性の尊重)

第 8 条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各 1 通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和 2 年 3 月 3 1 日

甲

大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙

東近江市五個荘山本町 4 6 6

社会福祉法人六心会内

滋賀県老人福祉施設協議会

会 長 藤 居 眞

## 滋賀県災害派遣福祉チームの派遣調整に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、第2条第2項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

### （活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第7条各号に定めるとおりとする。

### （しが DWAT に係るチーム員の登録）

第3条 乙は、甲と協定を締結した団体（以下「協定締結団体」という。）の長から甲に対し推薦があった者に対し、しが DWAT の活動に必要な知識の習得を図るための研修を実施するとともに、当該研修を修了したものを、しが DWAT 登録員として登録する。

### （研修および訓練の実施）

第4条 乙は、しが DWAT 登録員、協定締結団体に所属する施設の長および職員に対し、しが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等を実施する。

2 乙は、しが DWAT 登録員の参加するしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等にかかる傷害保険に加入する。

### （ネットワーク本部）

第5条 甲は、要綱第5条に定める派遣基準に該当するときは、災害福祉支援ネットワーク本部（以下「ネットワーク本部」という。）を危機管理センター内に設置する。

2 乙は、甲の業務を補助するため、ネットワーク本部に職員を派遣する。

### （備品等の整備）

第6条 乙は、ネットワーク本部およびしが DWAT の運営および活動等に必要な備品等を整備する。

(費用の支払い)

第7条 災害救助費の支弁対象となるしがDWATの派遣に係る費用は、乙の請求により甲が支払う。

(秘密保持)

第8条 甲および乙は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年6月15日

甲

大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 三日月 大造

乙

草津市笠山七丁目8番138号  
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会  
会長 渡邊 光春



## 滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および公益社団法人滋賀県社会福祉士会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

### （活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第7条各号に定める通りとする。

### （チーム員の登録）

第3条 乙は、自らの団体に加入する者のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

### （チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第5条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

### （費用負担）

第5条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

### （費用負担）

第6条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設の長等からの請求により甲が支払う。

(情報の交換、研修および訓練)

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

- 2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。
- 3 乙は、自らの団体に加入する者をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

(秘密保持および専門性の尊重)

第8条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

- 2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和3年4月1日

甲

大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 三日月 大造

乙

草津市笠山七丁目8番138号  
公益社団法人滋賀県社会福祉士会  
会 長 高田 佐介

## 滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および一般社団法人滋賀県介護福祉士会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

### （活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第7条各号に定める通りとする。

### （チーム員の登録）

第3条 乙は、自らの団体に加入する者のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

### （チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第5条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

### （費用負担）

第5条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

### （費用負担）

第6条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設の長等からの請求により甲が支払う。

(情報の交換、研修および訓練)

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

- 2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。
- 3 乙は、自らの団体に加入する者をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

(秘密保持および専門性の尊重)

第8条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

- 2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和3年4月1日

甲

大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 三日月 大造

乙

草津市笠山七丁目8番138号  
一般社団法人滋賀県介護福祉士会  
会 長 口村 淳

## 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

滋賀県（以下、「甲」という。）と、公益社団法人滋賀県栄養士会（以下、「乙」という。）との間に、災害時における栄養・食生活支援活動について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、滋賀県地域防災計画に基づき、甲が行う保健活動のうち、栄養・食生活支援活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時における栄養・食生活支援活動を実施するため、必要があると認めた場合は、災害時栄養・食生活支援活動要請書（様式1）により乙に対し協力を要請する。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに要請書を提出するものとする。

### （協力）

第3条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに協力者名簿（様式2）を甲に提出し、甲が指定する被災地域に管理栄養士および栄養士を派遣するものとする。

### （活動）

第4条 派遣する管理栄養士および栄養士（以下「派遣管理栄養士等」という。）が行う活動は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（要配慮者を含む）への巡回個別栄養相談
- (2) 避難所での食事調査や衛生指導、栄養健康教育
- (3) 特殊栄養食品の提供にかかる支援
- (4) その他必要な事項

2 乙は、移動や生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うこととする。

### （指揮命令）

第5条 乙が派遣する派遣管理栄養士等に対する指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

### （報告）

第6条 乙は、第4条に基づく活動を行ったときは、その状況を記録するとともに、活動終了後速やかに活動報告書（様式3）を甲に提出するものとする。

### （費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき乙が第4条に基づく活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 派遣管理栄養士等の派遣に要する費用
- (2) 派遣管理栄養士等が携行した特殊栄養食品等を使用した場合の実費
- (3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要し、甲が必要と認めたもの

### （情報の収集および提供）

第8条 甲および乙は、災害時において、被災地の状況および被災者の救護状況ならびに避難所等の栄養・食生活に関するニーズの収集に努め、情報交換を行うものとする。

2 甲および乙は、平常時から相互の連絡体制について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(補償)

第9条 甲の要請により、この協定に基づく栄養・食生活支援活動に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年滋賀県条例第10号）」の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事した者が同条例以外の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第10条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達および連絡責任者をそれぞれ指定し、連絡責任者届（様式4）により、相互に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(災害時に備えた訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲乙いずれからも書面で何らかの申し出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間この協定は延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年10月22日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県守山市梅田町2番1号セルバ守山110  
公益社団法人滋賀県栄養士会  
会長 澤谷 久枝

## 滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

### （活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第9条各号に定める通りとする。

### （チーム員の登録）

第3条 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

### （チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

### （費用負担）

第5条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

### （費用負担）

第6条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設等の長からの請求により甲が支払う。

### （情報の交換、研修および訓練）

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

3 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

(秘密保持および専門性の尊重)

第 8 条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各 1 通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和 4 年 4 月 28 日

甲

大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙

野洲市八夫 2077

滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会

会 長 駒 井 和 子



## 滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

### （活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第9条各号に定める通りとする。

### （チーム員の登録）

第3条 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

### （チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

### （費用負担）

第5条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

### （費用負担）

第6条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設等の長からの請求により甲が支払う。

### （情報の交換、研修および訓練）

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。

3 乙は、自らの団体に加入する施設等の長および職員をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

(秘密保持および専門性の尊重)

第 8 条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各 1 通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和 4 年 4 月 28 日

甲

大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙

大津市和邇中浜 370-1 二国屋ビル 3 階  
一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会

代表理事 青木 裕彦

## 滋賀県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）、および滋賀県介護支援専門員連絡協議会（以下「乙」という。）は、滋賀県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項の規定に基づき、災害発生時の滋賀県災害派遣福祉チーム（以下「しが DWAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生直後から生じる福祉的課題にいち早く介入することにより、状態の重度化・災害関連死など二次的な被害の発生を防ぎ、避難生活終了後、被災者が安定的な日常生活に円滑に移行できるよう必要な支援を行うため、福祉専門職等で編成されるしが DWAT を組成するとともに、避難所等へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として締結する。

### （活動内容）

第2条 しが DWAT の活動は、要綱第9条各号に定める通りとする。

### （チーム員の登録）

第3条 乙は、自らの団体に加入する者のうち、しが DWAT の構成員（以下「チーム員」という。）として参加が可能なものについて、甲に推薦する。

2 甲は、前項の推薦があった者のうち所定の研修を修了した者をチーム員として登録する。

### （チームの編成、派遣）

第4条 甲は、要綱第7条に定める派遣基準に該当するときは、乙に対しチーム員の派遣を依頼する。

2 乙は、前項の依頼を受けた場合は、甲に対し速やかに派遣の可否を報告する。

3 甲は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を決定し、乙およびチーム員に通知するとともに、しが DWAT を派遣する。

### （費用負担）

第5条 しが DWAT の運営および活動等に関する費用負担については、要綱第10条に定めるもののほか、第1条の趣旨を踏まえ、甲および乙が協議の上、決定する。

### （費用負担）

第6条 災害救助費の支弁対象となるしが DWAT の派遣に係る費用は、チーム員の所属する施設の長等からの請求により甲が支払う。

(情報の交換、研修および訓練)

第7条 甲および乙は、この協定後速やかに連絡責任者を定め、相手方に報告するものとする。

- 2 甲および乙は、災害時等においてしが DWAT が円滑に活動できるよう、平時から情報の交換を行う。
- 3 乙は、自らの団体に加入する者をしが DWAT の活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修および訓練等に参加させるよう努めるものとする。

(秘密保持および専門性の尊重)

第8条 甲、乙および乙の所属会員は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

- 2 しが DWAT に参加する各チーム員は、それぞれの持つ職域の専門性、職業倫理および勤務形態等を踏まえ、相互の活動を尊重しなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲および乙のいずれからも申し出がないときは、その後1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有するとともに、乙は所属会員に対し、協定内容について周知するものとする。

令和4年4月28日

甲

大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 三日月 大造

乙

草津市笠山七丁目8番138号  
滋賀県介護支援専門員連絡協議会  
会 長 鈴木 則成

## 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、滋賀県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、滋賀県(以下「甲」という。)が社団法人プレハブ建設協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。  
(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとそする。

(住宅建設)

第5条 乙のあつせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県土木部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提出するものとし、部員及び会員に移動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は平成8年3月25日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年3月25日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号  
滋賀県知事 稲 葉 稔

乙 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番6号  
社団法人 プレハブ建築協会  
会 長 石 橋 毅 一

## 災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定書

滋賀県知事（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）との間において、滋賀県地域防災計画に基づく民間協力の一環として、次の条項により協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、滋賀県において地震等による災害（以下「震災等」という。）が発生した場合において、甲が震災等により住家を滅失し自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供等の協力を乙に求めるときの基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、震災等が発生し、公的一時提供住宅および応急仮設住宅が十分確保できない場合において、乙に対し、一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の状況の情報提供および住宅提供等の協力を要請するものとする。

（協 力）

第3条 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供等について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協 議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項等については、今後甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑 則）

第5条 この協定は、平成16年12月24日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成16年12月24日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
甲 滋賀県知事 國 松 善 次

滋賀県大津市京町3丁目1番3号  
社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会  
乙 会 長 田 中 一 郎

## 災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定書

滋賀県知事（以下「甲」という。）と社団法人全日本不動産協会滋賀県本部（以下「乙」という。）との間において、滋賀県地域防災計画に基づく民間協力の一環として、次の条項により協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、滋賀県において地震等による災害（以下「震災等」という。）が発生した場合において、甲が震災等により住家を滅失し自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供等の協力を乙に求めるときの基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、震災等が発生し、公的一時提供住宅および応急仮設住宅が十分確保できない場合において、乙に対し、一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の状況の情報提供および住宅提供等の協力を要請するものとする。

（協 力）

第3条 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供等について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協 議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項等については、今後甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑 則）

第5条 この協定は、平成16年12月24日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成16年12月24日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
甲 滋賀県知事 國 松 善 次

滋賀県大津市梅林一丁目3番25号  
社団法人全日本不動産協会滋賀県本部  
乙 本部長 谷 口 宏 樹

## 災害時における生活衛生営業関係団体による支援に関する包括協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県生活衛生協会（以下「乙」という。）および財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター（以下「丙」という。）の三者は、滋賀県内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の被災者支援業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 災害時においては、帰宅困難者の発生や、多くの県民が長期間にわたり避難所等における避難生活を余儀なくされることが想定されることから、甲と生活衛生業界が連携し災害支援活動を行うにあたって、必要な事項を定め、帰宅困難者に対する支援と避難所等における公衆衛生の確保ならびに被災者の負担軽減を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 前条に定める帰宅困難者とは、災害時に公共交通機関等が機能停止したことに伴い、帰宅が困難となったものをいう。また、長期にわたり避難所等における避難生活を余儀なくされる場合とは、避難生活が概ね2週間以上を経過し、かつその後も引き続き避難生活が継続されると認められる場合をいう。

### （業務の内容および提供者）

第3条 業務の内容および提供者は、別表に掲げるとおりとし、詳細については別に定める。

### （業務の提供を受けることができる者）

第4条 業務の提供を受けることができる者は、第2条に定める帰宅困難者または避難所等の住民に限る。ただし、別表の3の「井戸水の提供」についてはこの限りでない。

### （要請）

第5条 甲は業務の必要があると認めるときは、乙および丙に対し支援業務提供要請書（別記様式1）により依頼するものとする。  
2 丙は甲からの依頼を受けた際には乙と連携のもと、円滑な業務が実施できるよう調整を行う。

### （連絡体制）

第6条 効率的かつ迅速に業務が実施できるよう、丙は毎年6月1日現在の甲、乙および丙の業務の提供に関する実施責任者の確認を行うとともに、支援体制連絡簿を作成して各々に配布するものとする。

### （業務の提供および報告）

第7条 乙は、丙を経由して甲から第5条に定める要請があったときは、可能な限り関係団体の組合員等を避難所等へ派遣するものとする。  
2 乙および丙は、業務が完了したときは、支援業務提供報告書（別記様式2）により甲に報告するものとする。

### （業務の経費）

第8条 乙の業務の提供に係る経費については、原則として乙の負担とする。



(損害発生時の対応)

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙および丙またはこれらの組合員等に損害を与えた場合は、乙および丙またはこれらの組合員等に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙および丙は業務の実施中に、自らの責に帰すべき事由により甲、乙および丙の組合員および第三者に損害を与えた場合は、速やかに書面をもって甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙および丙は、前項の賠償責任に対応するため、役務を伴う業務の実施前にボランティア保険に加入するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲乙および丙が協議して決定するものとする。

付 則

1 この協定の有効期間は、協定の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が終了する日の1ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以降も同様とする。

2 この協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

3 平成21年5月26日付けで滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結した「災害時における被災者に対する旅館・ホテルの入浴施設の提供に関する協定」、平成23年1月6日付けで滋賀県理容生活衛生同業組合と締結した「災害時における理容サービス業務の提供に関する協定」、平成23年1月6日付けで滋賀県美容業生活衛生同業組合と締結した「災害時における美容サービス業務の提供に関する協定」および平成23年2月3日付けで滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合と締結した「災害時における被災者に対するボランティア喫茶サービスの提供に関する協定」は、この協定締結の日をもって本協定に引き継がれ、その効力を失うものとする。

平成25年(2013年) 3月8日

甲 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

乙 滋賀県大津市打出浜13-22

社団法人滋賀県生活衛生協会

理事長

丙 滋賀県大津市打出浜13-22

財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター

理事長

別表(第3条関係)

	業務名称	内容詳細
1	(トイレの提供) 生活衛生営業施設による帰宅困難者支援業務	対象者：帰宅困難に陥った者 内 容：災害発生直後に帰宅困難者が発生した際には、生衛業者店舗のトイレを徒歩等によって帰宅途中の人たちに対し開放する。 対応者：県内の9生活衛生同業組合に加盟する事業者が運営する施設。
2	(入浴サービス) 災害時における旅館等入浴施設の提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：対象者に旅館等施設の入浴施設を無償で開放する入浴サービスを実施する。 対応者：滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合および滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合の加入者が運営する施設。
3	(井戸水の提供) 災害時における生活用水等提供業務	対象者：一般県民 内 容：対応施設(井戸を所有し水を提供できる状態の施設)の井戸水を県からの要請に応じ地域住民等に提供する。 対応者：滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合の加入者が運営する施設であって、井戸水を提供することが出来る施設。
4	(喫茶サービス) 避難所における喫茶提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き温かい香り豊かなコーヒー等を提供する。 対応者：滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合に加入する組合員およびその従業員。
5	(炊き出し) 避難所における温かい食事提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き温かい食事を提供する。 対応者：滋賀県食肉生活衛生同業組合、滋賀県すし・料理生活衛生同業組合、滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合の各組合に加入する組合員およびその従業員。
6	(理髪サービス) 避難所における理容サービス提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き、無償ボランティアにて理容サービス(理容師法第1条の2に規定する業務)の提供を行う。 対応者：滋賀県理容生活衛生同業組合の組合員およびその従業員で理容師免許を有するもの。
7	(美容サービス) 避難所における美容サービス提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き、無償ボランティアにて美容サービス(美容師法第1条の2に規定する業務)を提供する。 対応者：滋賀県美容業生活衛生同業組合の組合員およびその従業員で美容師免許を有するもの。
8	(おしぼり提供) 避難所における適温おしぼり提供サービス	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：季節に応じた適温のおしぼりを持ち込み、避難者に提供する。 対応者：滋賀県クリーニング生活衛生同業組合の組合員。
9	(映画上映) 避難所における映画等興行サービス提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き、憩いや笑顔をもたらすための無料映画上映会を開催する。 対応者：生活衛生同業組合滋賀県興行協会の組合員。

様式1 (第5条関係)

滋 生 衛 第 号  
 平 成 年 ( 西 曆 年 ) 月 日

社団法人滋賀県生活衛生協会理事長  
 財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター理事長

様

滋賀県知事

支 援 業 務 提 供 要 請 書 ( 第 報 )

災害時における生活衛生営業関係団体による支援に関する包括協定第5条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所属： 職氏名： 連絡先電話番号：
要 請 内 容	別表の_____ 業務名称：
実 施 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 から 時 分 まで
実 施 場 所	
備 考	

様式2 (第7条関係)

第 年 月 日 号

滋賀県知事

社団法人滋賀県生活衛生協会

理 事 長 印 ○

財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター

理 事 長 印 ○

支 援 業 務 提 供 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時における生活衛生営業関係団体による支援に関する包括協定第7条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼書番号および日時	平成 年 月 日付け滋生衛第 号 (第 報)
実 施 日 時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 から 時 分 まで
実 施 場 所	
業務の提供を受けた人数	人
実 施 業 務 内 容	
業 務 従 事 者 名	
報 告 担 当 者	氏名： 連絡先電話番号：

## 災害時における生活衛生営業関係団体による支援に関する包括協定 の変更協定書

平成 25 年 (2013 年) 3 月 8 日付けで、滋賀県 (以下「甲」という。) と社団法人滋賀県生活衛生協会 (以下「乙」という。) および財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター (以下「丙」という。) の三者の間に締結した滋賀県内において大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合 (以下「災害時」という。) の被災者支援業務 (以下「業務」という。) の提供に関する包括協定書の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

本文中、「社団法人滋賀県生活衛生協会」を「一般社団法人滋賀県生活衛生協会」に、「財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター」を「公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター」に改める。

第 1 条中「帰宅困難者の発生や、」の右に「要配慮者への対応、」を加える。

第 2 条中「認められる場合をいう。」の右に「なお、要配慮者とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児 (小学校就学前)、要介護者 (介護認定を受けている者)、病弱者および外国人等で一時避難所での生活に特別の配慮が必要な者をいう。」を加える。

第 4 条中「避難所等の住民に限る。」を「避難所等の住民および要配慮者に限る。」に改める。

別表 (第 3 条関係) を別紙のように改める。

この協定の証として本書 3 通を作成し、当事者記名押印して、各自 1 通を原協定書とともに保有する。

令和元年 (2019 年) 9 月 25 日

甲 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市打出浜 1 3 - 2 2

一般社団法人滋賀県生活衛生協会

理事長 玄田 宗七

丙 滋賀県大津市打出浜 1 3 - 2 2

公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター

理事長 片岡 一郎

別表(第3条関係)

	業務名称	内容詳細
1	(トイレの提供) 生活衛生営業施設による帰宅困難者支援業務	対象者：帰宅困難に陥った者 内 容：災害発生直後に帰宅困難者が発生した際には、生衛業者店舗のトイレを徒歩等によって帰宅途中の人たちに対し開放する。 対応者：県内の10生活衛生同業組合に加盟する事業者が運営する施設。
2	(入浴サービス) 災害時における旅館等入浴施設の提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：対象者に旅館等施設の入浴施設を無償で開放する入浴サービスを実施する。 対応者：滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合および滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合の加入者が運営する施設。
3	(井戸水の提供) 災害時における生活用水等提供業務	対象者：一般県民 内 容：対応施設(井戸を所有し水を提供できる状態の施設)の井戸水を県からの要請に応じ地域住民等に提供する。 対応者：滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合の加入者が運営する施設であって、井戸水を提供することが出来る施設。
4	(喫茶サービス) 避難所における喫茶提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き温かい香り豊かなコーヒー等を提供する。 対応者：滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合および滋賀県社交飲食業生活衛生同業組合に加入する組合員およびその従業員。
5	(炊き出し) 避難所における温かい食事提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き温かい食事を提供する。 対応者：滋賀県食肉生活衛生同業組合、滋賀県すし・料理生活衛生同業組合、滋賀県喫茶飲食業生活衛生同業組合および滋賀県社交飲食業生活衛生同業組合の各組合に加入する組合員およびその従業員。
6	(理髪サービス) 避難所における理容サービス提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き、無償ボランティアにて理容サービス(理容師法第1条の2に規定する業務)の提供を行う。 対応者：滋賀県理容生活衛生同業組合の組合員およびその従業員で理容師免許を有するもの。
7	(美容サービス) 避難所における美容サービス提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き、無償ボランティアにて美容サービス(美容師法第2条に規定する業務)を提供する。 対応者：滋賀県美容業生活衛生同業組合の組合員およびその従業員で美容師免許を有するもの。
8	(おしぼり提供) 避難所における適温おしぼり提供サービス	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：季節に応じた適温のおしぼりを持ち込み、避難者に提供する。 対応者：滋賀県クリーニング生活衛生同業組合の組合員。
9	(映画上映) 避難所における映画等興行サービス提供業務	対象者：避難所において生活している被災者 内 容：避難所に出向き、憩いや笑顔をもたらすための無料映画上映会を開催する。 対応者：生活衛生同業組合滋賀県興行協会の組合員。

	業務名称	内 容 詳 細
10	(避難場所提供) 旅館等施設による帰宅困難者支援業務	対象者：帰宅困難に陥った者 内 容：災害発生直後に帰宅困難者が発生した際には、旅館ホテル等のロビー等を帰宅途中の人たちに対し開放する。 対応者：滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合に加盟する事業者が運営する施設。
11	(宿泊サービス) 災害時における旅館等施設の提供業務	対象者：要配慮者であって帰宅困難に陥った者 内 容：災害発生直後に移動が困難となった対象者に旅館等施設の宿泊施設を提供する。 対応者：滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合に加盟する事業者が運営する施設

## 災害時における相談業務の支援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀自由業団体連絡協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、住民等に対する相談業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、滋賀県内で災害等が発生した場合において、甲が乙に対して要請する相談業務の支援に関し必要な事項を定める。

### （要請）

第2条 甲は、災害発生時において、甲が必要と認める場合は、乙に対して、相談業務支援等要請書（別記第1号様式）により相談業務の支援を要請するものとする。

2 乙は、甲から支援要請を受けた場合は、速やかに相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、甲に対して支援要請等対応確認書（別記第2号様式）により必要な事項を報告するとともに、甲が指定する相談窓口 に当該従事者を派遣するものとする。

### （実施期間）

第3条 甲の支援要請に基づき、乙が従事者を派遣する期間は、甲乙協議して定めるものとする。

### （従事者の業務）

第4条 相談窓口において従事者の行う相談業務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 法律相談
- (2) その他乙の構成団体を取り扱う業務に関する相談

### （報告）

第5条 乙は、前条に規定する業務を実施した場合は、支援相談業務報告書（別記第3号様式）により、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

### （連絡調整）

第6条 相談業務の実施に当たり、関係機関との連絡調整が必要となった場合、原則として甲がこれを行うものとする。

### （経費負担）

第7条 第2条の規定に基づく従事者の派遣に要する費用は、乙の負担とする。



(損害補償)

第8条 この協定に基づく業務の実施において、乙および乙の会員に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了するまでに、甲または乙のいずれかが相手方に対して文書による協定終了の申出を行わないときは、当該有効期間を更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(甲乙の連携)

第10条 この協定に関する内容に変更があった場合は、相手方に対し、速やかにその旨を報告するものとし、日常からの情報交換に努めるものとする。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この協議書を7通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 8月23日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事  
嘉田 由紀子

乙 滋賀自由業団体連絡協議会  
  
滋賀県大津市末広町7-5  
滋賀県土地家屋調査士会  
会長  
今井 充之

滋賀県大津市打出浜 2 - 1  
滋賀県社会保険労務士会  
会長  
中岡 研二

滋賀県大津市中央三丁目 2 - 1  
大津公証人会  
会長  
室田 源太郎

滋賀県大津市中央 4 - 5 - 2  
近畿税理士会滋賀県支部連合会  
会長  
畠山 譲治

滋賀県大津市末広町 2 - 1  
滋賀県行政書士会  
会長  
盛武 隆

滋賀県大津市末広町 7 - 5  
滋賀県司法書士会  
会長  
村西 浩

# 相談業務支援等要請書

平成 年 月 日

滋賀自由業団体連絡協議会

様

滋賀県知事

(事務担当)

滋賀県防災危機管理局

担当

電話

FAX

eメール

災害時における相談業務の支援に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

要 請 業 務	
1 業務期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
2 期間内 業務時間	午前 午後 時 分 ~ 午前 午後 時 分
3 業務場所	
4 相談業務 従事者 必要人数	
5 業務内容	
6 その他 連絡事項	

## 支援要請等対応確認書

平成 年 月 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

滋賀自由業団体連絡協議会

(事務担当)

担当

電話

FAX

eメール

災害時における相談業務の支援に関する協定書第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

確認内容	
要請への回答	相談業務支援等要請書のとおり実施します。
	下欄の項目について修正し協議を要請します。
1 業務期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
2 期間内 業務時間	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分
3 業務場所	
4 相談業務 従事者 必要人数	
5 業務内容	
6 その他 連絡事項	

# 支援相談業務報告書

平成 年 月 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

滋賀自由業団体連絡協議会

(事務担当)

担当

電話

FAX

eメール

災害時における相談業務の支援に関する協定書第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

業務実施状況	
1 業務期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
2 期間内 業務時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分
3 業務場所	
4 相談業務 従事者数	
5 相談件数 及び内容	
6 相談業務 実施に係 る課題等	

## 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

### （住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

### （職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

### （住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

### （周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び

前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲と乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成27年2月17日から適用する。

なお、滋賀県知事と住宅金融公庫大阪支店長との間で締結した平成16年1月16日付け「滋賀県と公庫の災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年2月16日

甲 滋賀県  
滋賀県知事 三日月 大造 印

乙 独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長 宍戸 信哉 印

## 大規模災害発生時における法律相談の実施に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀弁護士会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害発生時」という。）における、県民（県内に避難してきた被災者を含む。以下同じ。）を対象とした法律相談の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

- 第1条 甲は、大規模災害発生時において法律相談を実施する必要があると認める場合は、乙に対して、法律相談実施等要請書（別記第1号様式）により、法律相談会の開催を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受け、法律相談を実施する必要があると認める場合は、法律相談会を開催するものとする。
- 3 甲は、法律相談会の開催について、県内市町から甲に対し要請があったときは、乙と協議の上、当該県内市町で法律相談会を開催するため、必要な調整を行うものとする。

### （法律相談担当者の選出および連絡）

- 第2条 乙は、前条第2項の法律相談会（以下「法律相談会」という。）を開催する場合、速やかに法律相談担当者を選出し、甲に対し、実施要請等対応確認書（別記第2号様式）および法律相談担当者の名簿を提出するものとする。ただし、緊急を要するなど事前に同名簿を提出することができない場合には、事後速やかに提出するものとする。
- 2 法律相談担当者は、原則として、乙の会員である弁護士とする。ただし、乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙は、乙の会員でない弁護士を選出することができる。

### （法律相談会の場所の確保および広報）

- 第3条 甲は、乙が法律相談会を開催する場合には、その場所を確保するとともに、乙と協力しながら法律相談会を開催する旨の広報を行うものとする。

### （報告）

- 第4条 乙は、法律相談会において実施した法律相談の件数、対象者、相談内容について、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しない範囲で、法律相談結果報告書（別記第3号様式）により、甲に報告するものとする。

### （経費負担）

- 第5条 甲は、この協定に基づく法律相談の特殊性に鑑み、乙に対して法律相談会の実施に対する報酬その他の経費は支弁しないものとする。



(損害補償)

第6条 甲および乙は、この協定に基づく法律相談の実施において乙の会員等を含む第三者に生じた損害の補償については、民法その他の法令に基づいて行うこととし、この協定を根拠に損害賠償責任を負うことはないものとする。

(平時における準備および連携)

第7条 甲および乙は、大規模災害発生時に備え、平時から、情報交換に務めるものとする。

(疑義等の解決)

第8条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかから特段の意思表示がない場合は、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年3月6日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 三日月 大 造

乙 滋賀県大津市梅林一丁目3番3号  
滋賀弁護士会  
会 長 近 藤 公 人

## 法律相談実施等要請書

平成 年 月 日

滋賀弁護士会

会長

様

滋賀県知事

(事務担当)

滋賀県防災危機管理局

担当

電話

FAX

E-mail

大規模災害発生時における法律相談の実施に関する協定書第1条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要 請 の 概 要	
1 開催期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
2 期間内 開催時間	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分
3 開催場所	
4 法律相談 従事者 必要人数	
5 業務内容	
6 その他 連絡事項	

# 実施要請等対応確認書

平成 年 月 日

滋賀県知事 様

滋賀弁護士会  
会長

(事務担当)

担当

電話

FAX

E-mail

大規模災害発生時における法律相談の実施に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

確認内容	
要請への回答	法律相談実施等要請書のとおり実施します。
	下欄の項目について修正し協議を要請します。
1 開催期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
2 期間内 開催時間	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分
3 開催場所	
4 法律相談 従事者 必要人数	
5 業務内容	
6 その他 連絡事項	

# 法律相談結果報告書

平成 年 月 日

滋賀県知事 様

滋賀弁護士会  
会長

(事務担当)

担当

電話

FAX

E-mail

大規模災害発生時における法律相談の実施に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

実施結果	
1 開催期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
2 期間内 開催時間	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分
3 開催場所	
4 法律相談 従事者数	
5 相談件数 および内容	
6 法律相談 実施に係 る課題等	

# 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

## (趣 旨)

第1条 この協定は、滋賀県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、滋賀県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

## (定 義)

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法第4条第1項第1号に規定するところのものをいう。

## (要請の手續)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日およびその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は、前記文書を事後速やかに提出しなければならない。

## (協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

## (住宅建設)

第5条 乙のあつせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条において同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

## (費用の負担および支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

## (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県土木交通部住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設部会とする。

## (報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

## (会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当者名簿および乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、担当者および会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

## (協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

## (適 用)

第11条 この協定は平成27年7月14日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成27年7月14日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事

三田 大造

乙 東京都中央区八丁堀3-4-10  
一般社団法人全国木造建設事業協会  
代表者 理事長

青木 宏之

## 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、別記の宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県が宅建協会に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

## （協力要請）

第2条 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、自府県に所在する宅建協会に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

2 府県は、自府県以外の府県に所在する宅建協会に対し、前項に定める協力を要請する場合は、当該協会の所在する府県を通じて行うものとする。

3 前項の場合において、要請を受けた府県に所在する宅建協会では対応が困難であると判断されるときは、当該府県又は要請を行った府県は広域連合に対し、必要な府県間の調整を求めることができる。

4 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、関係府県に通知する。なお、他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

## （協力）

第3条 宅建協会は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及び宅建協会の協議の上定める。

(府県の役割)

第4条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、宅建協会その他府県の定める者に委託等することができる。

(宅建協会の役割)

第5条 宅建協会は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 府県から委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、宅建協会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及び宅建協会の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第2項から同条第4項の規定を除く。）。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(別記)

公益社団法人福井県宅地建物取引業協会  
公益社団法人三重県宅地建物取引業協会  
公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会  
公益社団法人京都府宅地建物取引業協会  
一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会  
一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会  
公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会  
公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会  
公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会  
公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三



奈良県

奈良県知事 荒井正吾

和歌山県

和歌山県知事 仁坂吉伸

鳥取県

鳥取県知事 平井伸治

徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

関西広域連合

広域連合長 井戸敏三

公益社団法人福井県宅地建物取引業協会

会長 加藤信一

公益社団法人三重県宅地建物取引業協会

会長 山路忠

公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会

会長 小寺和之

公益社団法人京都府宅地建物取引業協会

会長 大工園隆

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

会長 阪井一仁

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会

会長 山端和幸

公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会

会長 吉村岩雄

公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会

会長 赤 間 淳 巳

公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会

会長 池 上 博 行

公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会

会長 木 村 正 美

## 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会（以下「ちんたい協会等」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県がちんたい協会等に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

## （協力要請）

第2条 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、ちんたい協会等に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き室情報の提供及び空き室情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力

2 府県からの要請が重複するときは、広域連合は、ちんたい協会等の求めに応じ、府県の要請の取りまとめ等必要な調整を行う。なお、調整にあたっては、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

## （協力）

第3条 ちんたい協会等は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である家主、賃貸住宅管理業者及び宅地建物取引業者（以下「会員」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及びちんたい協会等の協議の上定める。

(府県の役割)

第4条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、ちんたい協会等その他府県の定める者に委託等することができる。

(ちんたい協会等の役割)

第5条 ちんたい協会等は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 府県から委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、ちんたい協会等と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及びちんたい協会等の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第2項の規定を除く。）。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

会長 川 口 雄 一 郎

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会

会長 末 永 照 雄

## 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、別記の全日本不動産協会府県本部（以下「不動産協会府県本部」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、府県が不動産協会府県本部に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

## （協力要請）

第2条 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、自府県に所在する不動産協会府県本部に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
  - 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力
- 2 府県は、自府県以外の府県に所在する不動産協会府県本部に対し、前項に定める協力を要請する場合は、当該協会の所在する府県を通じて行うものとする。
- 3 前項の場合において、要請を受けた府県に所在する不動産協会府県本部では対応が困難であると判断されるときは、当該府県又は要請を行った府県は広域連合に対し、必要な府県間の調整を求めることができる。
- 4 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、関係府県に通知する。なお、他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

## （協力）

第3条 不動産協会府県本部は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

- 2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及び不動産協会府県本部の協議の上定める。

(府県の役割)

第4条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、不動産協会府県本部その他府県の定める者に委託等することができる。

(不動産協会府県本部の役割)

第5条 不動産協会府県本部は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 府県から委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、不動産協会府県本部と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及び不動産協会府県本部の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第2項から同条第4項の規定を除く。）。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。



(別記)

公益社団法人全日本不動産協会福井県本部

公益社団法人全日本不動産協会三重県本部

公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部

公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部

公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部

公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部

公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部

公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部

公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 三 日 月 大 造

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥取県

鳥取県知事 平 井 伸 治

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

公益社団法人全日本不動産協会福井県本部

本部長 吉 田 啓 司

公益社団法人全日本不動産協会三重県本部

本部長 東 辻 広 行

公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部

本部長 中 川 俊 寛

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部

本部長 坊 雅 勝

公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部

本部長 三 本 皓 三

公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部

本部長 南 村 忠 敬

公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部

本部長 梅 原 寛 克

公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部

本部長 坂 本 俊 一

公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部

本部長 三 橋 英 雄

公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部  
業務執行者  
公益社団法人全日本不動産協会  
理事長 原 嶋 和 利

# 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

滋 賀 県

滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合

## 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害が発生し、または発生するおそれがある場合等（以下「災害等」という。）の宿泊施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害等において、避難所として宿泊施設等を提供するに当たり、甲から乙に協力を要請する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害等において、被災市町からの応援要請状況等を踏まえ、乙の組合員が営む旅館、ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を避難所として利用する必要があると認めた場合は、乙に対し、有償での宿泊施設提供について協力を要請できるものとする。

2 前項による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等の通信手段により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

### （協力の承諾等）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限りこれに応じるものとする。

2 乙は、前条第1項の規定による要請に応じる場合は、速やかに乙の組合員について調査を行い、協力が可能な宿泊施設名、人数、期間等を甲に文書で報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等の通信手段により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

### （組合員へ協力を要請する内容）

第4条 乙は、乙の組合員に対して、第2条第1項の規定による要請に応じて避難所として提供する施設（以下「協力宿泊施設」という。）において、次に掲げる業務を可能な範囲で実施するよう要請するものとする。

- (1) 宿泊場所（部屋）、入浴施設、食事および食事場所の提供
- (2) 避難者の名簿管理
- (3) 県や市町等からの連絡や情報の窓口となる施設連絡責任者の設置
- (4) その他、甲乙の協議により必要と認める業務

### （協力宿泊施設への利用申込）

第5条 協力宿泊施設の利用申込は、甲と被災市町が協議の上、被災市町が行うものとする。

(受入期間)

第6条 協力宿泊施設における避難者の受入期間は、避難者を受け入れたときから応急仮設住宅等が整備され、協力宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(費用負担)

第7条 協力宿泊施設の提供等に要する費用については、被災市町が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額および支払方法等は、甲、被災市町、乙および乙の組合員と協議のうえ、決定するものとする。

(取消料等損害賠償)

第8条 乙の組合員は、第5条の利用申込後に、その変更または取消しが発生した場合であっても、被災市町に対して、取消料等の損害賠償の請求は行わないものとする。

(移送)

第9条 この協定に基づき協力宿泊施設を利用する避難者を移送する必要がある場合は、原則、被災市町が移送を行う。ただし、被災市町において移送が著しく困難な場合は、乙の組合員は可能な範囲で移送に協力するものとする。

2 前項の移送に要する費用は、被災市町が負担するものとし、その額は燃料費等の実費を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(実績報告)

第10条 乙は、協力宿泊施設の提供が終了したときは、甲に対し、文書により実績報告を行うものとする。

(連絡責任者および連絡体制)

第11条 甲および乙は、第2条第1項に規定する協力要請に関する連絡の責任者について、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合についても、速やかに相手方へ報告するものとする。

2 甲および乙は、災害等において、協力宿泊施設の提供が円滑に行えるよう、平時から連絡体制の整備に努めるものとする。

(秘密の確保)

第12条 乙および乙の組合員は、この協定に基づく業務にて知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

(災害救助法が適用されない災害への準用)

第 13 条 災害救助法が適用されない災害において市町から協力要請があった場合、甲は乙に対し、宿泊施設の利用についての協力を要請することができるものとする。この場合において、費用は当該市町が負担するものとし、費用の額および支払い方法等は当該市町と乙や乙の組合員の協議により決定するものとする。

(実施細目)

第 14 条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間が終了する 1 か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降もまた同様とする。

(他の協定との関係)

第 16 条 この協定は、甲または乙が別に締結し、または既に締結している協定を妨げるものではない。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義や変更の必要性が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 2 年 1 0 月 5 日

甲 滋賀県大津市京町 4 丁目 1 番 1 号  
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市打出浜 13 番地 22  
滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合  
理事長 前川 為夫

## 災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害時における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、滋賀県内に災害が発生した場合に、甲が乙に対し災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めることにより、災害廃棄物を速やかに撤去し、被災地の早期復旧と生活環境の保全を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。

（2）災害廃棄物

地震、台風等の災害により倒壊、焼失した建物等の解体撤去に伴って発生した木くず、コンクリート塊、金属くず等およびこれらの混合物ならびに災害に伴い発生した緊急に処理を要する廃棄物（し尿および浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（3）処理等

災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理、処分およびこれらを行うに当たり必要な作業をいう。

### （協力の要請）

第3条 甲は、滋賀県内の市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する災害廃棄物の処理等について、市町等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を様式第1号により乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知する。

（1）協力を要請する市町等名

（2）被災の状況

（3）協力要請の内容（作業内容、必要な人員、車両・資機材の数量等）

（4）その他必要な事項



(災害廃棄物の処理等の実施)

- 第4条 乙は、甲から第3条の協力要請があったときは、乙の会員の中から協力可能な人員、車両、資機材等を手配し、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする
- 2 乙が実施する災害廃棄物の処理等は、要請を行った市町等との協議に基づくものとする。
- 3 災害廃棄物の処理等に必要な仮置き場等については、要請を行った市町等が確保するものとする。
- 4 乙は、災害廃棄物の処理等を実施する会員に対し、次の各号に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。
- (1) 労働災害および交通事故の未然防止に万全を期すること。
  - (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
  - (3) 災害廃棄物の再利用および再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

- 第5条 甲は、乙に災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、被災市町等との連絡体制の整備に努めるとともに、被災・復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。
- 2 乙は、甲から第3条の協力要請があったときは、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況等必要な情報を甲へ提供するものとする。

(実施報告)

- 第6条 乙は、第3条に規定する要請に基づき乙の会員が災害廃棄物の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を様式第2号により甲に報告するものとする。
- (1) 実施市町等名
  - (2) 実施内容
  - (3) その他必要な事項

(費用の負担)

- 第7条 第3条の要請により乙の会員が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として、要請を行った市町等が負担するものとし、その額等は災害発生直前における適正な価格を基準として、協力要請を行った被災市町等と当該乙の会員とが協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

- 第8条 乙は、甲および要請を行った市町等の責に帰さない事由により、災害廃棄物の処理等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、乙においては一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要に応じ、会員の協力可能な人員、車両、資機材等の状況を調査し、把握しておくこと。

2 甲は必要と認めた場合、乙に前項の調査情報の提供を求めることができる。

(他都道府県への支援)

第12条 甲は、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等について応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においては、乙はこの協定に準じ、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 8月27日

甲 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 大津市梅林一丁目3番30号

一般社団法人 滋賀県産業廃棄物協会  
会長 竹之内 實

様式第 1 号

災害時における災害廃棄物の処理等にかかる協力要請書

第 号  
年 月 日

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会会長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子

「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」第 3 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1. 協力を要請する市町等名
2. 被災の状況
3. 協力要請の内容
  - ①予定期間
  - ②作業内容
  - ③作業場所
  - ④必要な人員、車両・資機材の数量等
4. その他必要な事項
  - ①市町等担当者名（所属、氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）
  - ②その他

様式第2号

災害時における災害廃棄物の処理等にかかる実施報告書

第 号  
年 月 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会会長

「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施市町等名
2. 実施内容
  - ①実施期間
  - ②実施した作業内容
  - ③実施場所
  - ④従事した人員、車両・資機材の数量等
  - ⑤費用
3. その他必要な事項
  - ①協会担当者名（所属、氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）
  - ②その他

## 災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、滋賀県内に災害および感染症が発生（以下「災害等発生時」という。）し、滋賀県内の市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する一般廃棄物の収集運搬業務に支障を来す可能性がある場合に、甲が乙に対し支援を要請するに当たって必要な事項を定めることにより、一般廃棄物を速やかに撤去するとともに、収集運搬を安定的に継続し、被災地の早期復旧や県民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### （1）災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。

#### （2）感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に掲げる感染症をいう。

### （支援の要請）

第3条 甲は、市町等が災害等発生時に実施する一般廃棄物の収集運搬およびその他関連する業務（以下「収集運搬等」という。）について、市町等からの要請に基づいて、乙に支援を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、文書により乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知する。

### （一般廃棄物の収集運搬等の実施）

第4条 乙は、甲から前条の支援要請があったときは、支援可能な人員、車両等を手配し、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、市町等と支援の内容や方法について、相互に協議し、確認するとともに、感染症発生時の感染症拡大防止策について、必要に応じて予め甲の感染症担当部局に対し助言を求めるものとする。

3 甲の感染症担当部局は、前項の求めに応じるとともに、乙から更なる助言を求めるため協議への参加依頼があった場合、必要と認めるときは、協議に参加するものとする。

4 甲は、市町および県域を超えた広域的な調整が必要とされる場合は、市町等と乙の調整および周辺府県との調整を行うものとする。

5 乙は、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等を実施する場合は、労働災害および交通事故の未然防止に万全を期するものとする。

### （情報の提供）

第5条 甲は、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等に円滑な支援が得られるよう、市町等との連絡体制の整備に努めるとともに、乙に被災・復旧の状況等必要な情報を提供する

ものとする。

- 2 乙は、甲から第3条の支援要請があったときは、支援の内容や方法等必要な情報を甲へ提供するものとする。

(実施報告)

- 第6条 乙は、第3条に規定する要請に基づき災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等を実施したときは、文書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

- 第7条 乙は、第3条に規定する要請に基づき実施した一般廃棄物の収集運搬等に要した費用の負担について、災害発生時の支援については、原則として支援を行った日から起算して7日間分は、求めないものとする。それ以降の支援に要した費用については、その額等は災害発生時の直前における適正な価格を基準として市町等と乙とが協議のうえ決定するものとする。

また、感染症発生時の支援に要した費用については、その額等は感染症発生時の直前における適正な価格を基準として市町等と乙とが協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

- 第8条 乙は、甲および市町等の責に帰さない事由により、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

- 第9条 この協定に基づいて災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等に従事した乙の組合員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

(連絡窓口)

- 第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、乙においては滋賀県環境整備事業協同組合事務局とする。

(他都道府県への支援)

- 第11条 甲は、被災した他の都道府県に対して一般廃棄物の収集運搬等について応援を行うために、乙に支援要請を行った場合においては、乙はこの協定に準じ、可能な限り協力するものとする。

(協議)

- 第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自1通を保有するものとする。

令和3年1月18日

甲 滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県環境整備事業協同組合 理事長 権田 五雄

## 災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と湖北清掃事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、滋賀県内に災害および感染症が発生（以下「災害等発生時」という。）し、滋賀県内の市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する一般廃棄物の収集運搬業務に支障を来す可能性がある場合に、甲が乙に対し支援を要請するに当たって必要な事項を定めることにより、一般廃棄物を速やかに撤去するとともに、収集運搬を安定的に継続し、被災地の早期復旧や県民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### （1）災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。

#### （2）感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に掲げる感染症をいう。

### （支援の要請）

第3条 甲は、市町等が災害等発生時に実施する一般廃棄物の収集運搬およびその他関連する業務（以下「収集運搬等」という。）について、市町等からの要請に基づいて、乙に支援を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、文書により乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知する。

### （一般廃棄物の収集運搬等の実施）

第4条 乙は、甲から前条の支援要請があったときは、支援可能な人員、車両等を手配し、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、市町等と支援の内容や方法について、相互に協議し、確認するとともに、感染症発生時の感染症拡大防止策について、必要に応じて予め甲の感染症担当部局に対し助言を求めるものとする。

3 甲の感染症担当部局は、前項の求めに応じるとともに、乙から更なる助言を求めるため協議への参加依頼があった場合、必要と認めるときは、協議に参加するものとする。

4 甲は、市町および県域を超えた広域的な調整が必要とされる場合は、市町等と乙の調整および周辺府県との調整を行うものとする。

5 乙は、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等を実施する場合は、労働災害および交通事故の未然防止に万全を期するものとする。

### （情報の提供）

第5条 甲は、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等に円滑な支援が得られるよう、市町等との連絡体制の整備に努めるとともに、乙に被災・復旧の状況等必要な情報を提供する

ものとする。

- 2 乙は、甲から第3条の支援要請があったときは、支援の内容や方法等必要な情報を甲へ提供するものとする。

(実施報告)

- 第6条 乙は、第3条に規定する要請に基づき災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等を実施したときは、文書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

- 第7条 乙は、第3条に規定する要請に基づき実施した一般廃棄物の収集運搬等に要した費用の負担について、災害発生時の支援については、原則として支援を行った日から起算して7日間分は、求めないものとする。それ以降の支援に要した費用については、その額等は災害発生時の直前における適正な価格を基準として市町等と乙とが協議のうえ決定するものとする。

また、感染症発生時の支援に要した費用については、その額等は感染症発生時の直前における適正な価格を基準として市町等と乙とが協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

- 第8条 乙は、甲および市町等の責に帰さない事由により、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

- 第9条 この協定に基づいて災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬等に従事した乙の組合員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、または疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

(連絡窓口)

- 第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課、乙においては湖北清掃事業協同組合事務局とする。

(他都道府県への支援)

- 第11条 甲は、被災した他の都道府県に対して一般廃棄物の収集運搬等について応援を行うために、乙に支援要請を行った場合においては、乙はこの協定に準じ、可能な限り協力するものとする。

(協議)

- 第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自1通を保有するものとする。

令和3年1月18日

甲 滋賀県知事 三日月 大造

乙 湖北清掃事業協同組合 代表理事 田中 将和



## 災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、滋賀県域において地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、緊急時の人員、車両および資機材等の調達、ならびに被災した建築物その他工作物（以下、被災建築物等という。）の解体撤去等の協力を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（被災建築物等の解体撤去等の協力要請）

第1条 甲は、滋賀県内の市町および一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する被災建築物等の解体撤去等に、市町等からの要請に基づいて、乙に必要な協力を要請できるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両および資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

（その他の協力要請）

第2条 甲は、資機材労力等を活用する必要があるときは、乙に必要な協力を要請できるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両および資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

（協力要請手続）

第3条 甲は、第1条または第2条の規定に基づく乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、様式第1号による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 協力を要請する市町等名
- (2) 被災の状況
- (3) 協力要請の内容
- (4) その他必要な事項

（解体撤去等の実施）

第4条 乙は、解体撤去等の実施にあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周辺的生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用および再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、乙による解体撤去等が円滑に行われるよう、乙に対し、県内の被災状況、復旧状況、その他必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、解体撤去等に関し、協力可能な乙の会員の状況を甲に提供するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、第3条の規定に基づき協力をを行った場合は、様式第2号による報告書により、速やかに文書をもって報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまのないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施内容

(2) その他必要な事項

(訓練の参加)

第7条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加について可能な限り協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 第1条に基づき実施した協力に要した費用については、協力を要請した市町等が負担するものとする。なお、解体撤去等に要した費用については、災害時直前における適正価格を基準として、乙と協力を要請した市町等で協議するものとする。

2 第2条に基づき実施した協力に要した費用については、災害時直前における適正価格を基準として、甲と乙で協議するものとする。

(損害補償)

第9条 この協定に基づき実施した協力に伴って、乙の会員および第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する甲における連絡窓口は、第1条に基づく要請にあつては滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課とし、第2条に基づく要請にあつては滋賀県知事公室防災危機管理局とする。

2 乙においては、一般社団法人滋賀県解体工事業協会事務局とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙が各相手に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了の翌日から1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(疑義等)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年11月21日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

三日月 大造

乙 滋賀県東近江市五個荘小幡町68番地30

一般社団法人滋賀県解体工事業協会

会長

土田 真也

様式第 1 号

災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力要請書

第 号  
年 月 日

一般社団法人滋賀県解体工事業協会会長 様

滋賀県知事 ○○○ ○○

「災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定」第 1 条または第 2 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1. 協力を要請する市町等名
2. 被災の状況
3. 協力要請の内容
  - ①予定期間
  - ②作業内容
  - ③作業場所
  - ④必要な人員、車両・資機材の数量等
4. その他必要な事項
  - ①市町等担当者名（所属、氏名、電話番号、FAX番号、E-mail アドレス）
  - ②その他

様式第2号

災害時における被災建築物等の解体撤去等の実施報告書

第 号  
年 月 日

滋賀県知事 ○○○ ○○

一般社団法人滋賀県解体工事業協会会長

「災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定」第1条または第2条の規定に基づき要請があったことについて、下記のとおり実施しましたので、報告します。

記

1. 実施市町等名

2. 実施内容

①実施期間

②実施した作業内容

③実施場所

④従事した人員、車両・資機材の数量等

3. その他必要な事項

① 協会担当者名（所属、氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）

② その他

## 災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定書

滋賀県知事（以下「甲」という。）とドライアイスメーカー会（以下「乙」という。）および全日本ドライアイスディーラー会（以下「丙」という。）は、災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における遺体保存用ドライアイスの供給について必要な事項を定め、業務の適性かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生した場合
- （2）武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等および緊急対処事態が発生した場合

### （要請）

第2条 甲は、災害時等に遺体保存用ドライアイスの供給について、必要があると認めた場合は、乙および丙に対し、協力を要請するものとする。

### （協力）

第3条 乙および丙は前項の規定により要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

### （搬送体制の確保）

第4条 ドライアイスの搬送については、丙が行うものとする。なお、甲は、丙によるドライアイスの搬送が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

### （報告）

第5条 乙および丙が、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、丙は代表して甲に速やかに実施内容を報告するものとする。

### （経費の負担）

第6条 甲は、乙および丙が実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

### （経費の請求）

第7条 乙および丙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、丙が代表して甲に一括請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙および丙から経費の支払請求があった場合は、速やかに丙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適正価格を基準にして、甲乙丙が協議して決定するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙丙協議の上、別に定める。

(協定の期間および継続)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

ただし、有効期間の満了する日の30日前までに甲乙丙いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、有効期間の満了する日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項または、この協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年1月20日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 東京都港区新橋四丁目23番4号  
ドライアイスメーカー会  
会長 岩本 満

丙 東京都港区西新橋一丁目16番7号  
全日本ドライアイスディーラー会  
会長 鯛島 洋三

## 災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定の実施について必要な手続その他の事項を定めるものとする。

### (連絡体制)

第2条 甲、乙および丙は、協定の実施責任者をそれぞれ指定し「実施責任者届」（別記様式1）により相互に報告するものとする。

2 乙および丙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに構成員の名簿を提出するものとする。

### (要請手続)

第3条 協定第2条に規定する甲から乙および丙への要請は、次の事項を明らかにし、「協力要請書」（別記様式2）により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行う者の職および氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日または期間
- (6) その他必要事項

### (報告)

第4条 協定第5条に規定する丙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭により行い、事後、速やかに「実績報告書」（別記様式3）を提出するものとする。

- (1) 遺体保存用ドライアイスの供給量
- (2) 履行の場所
- (3) 履行の期日または期間
- (4) その他必要な事項

### (経費の請求方法)

第5条 協定第6条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

### (付則)

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

## 実施責任者届

### 【滋賀県】

	実施責任者	連絡員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX 番号		

### 【ドライアイスメーカー会】

	実施責任者	連絡員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX 番号		

### 【全日本ドライアイスディーラー会】

	実施責任者	連絡員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX 番号		



様式2（第3条関係）

滋 生 衛 第 号  
平成 年(西暦年) 月 日

ドライアイスメーカー会長  
全日本ドライアイスディーラー会長 } 様

滋 賀 県 知 事

協 力 要 請 書 (第 報)

災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名： 氏名： 連絡先電話番号
口頭による要請の 日時	年 月 日 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履行の期日または 期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

(注) 要請内容の欄には、ドライアイスの必要量を記載すること。

様式3 (第4条関係)

第 年 月 日  
号

滋賀県知事

全日本ドライアイスディーラー会  
会 長



## 実 績 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時等における遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定第5条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼書番号 および日時	年 月 日付け 第 号 (第 報)
実施業務内容	
従事者氏名	
履行の場所	
履行の期日または 期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
報告担当者	氏名： 連絡先電話番号
備 考	

(注) 業務実施内容の欄には、ドライアイスの供給量を記載すること。

## 災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）とは、災害時における棺および葬祭用品の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合における棺および葬祭用品の供給等について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時に次の業務について、必要があると認めた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- （1）棺および葬祭用品の供給ならびに作業等の役務の提供
- （2）遺体安置施設等の提供
- （3）遺体の搬送
- （4）その他、必要とする事項

### （協力）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、乙のできる範囲において、前条に掲げる業務を実施するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

### （経費の請求）

第6条 乙は、業務が完了したときは、協会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

### （経費の支払）

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

### （価格の決定）

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備および情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定の有効期間は、協定の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の30日前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間満了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
- 2 この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所有する。

平成23年3月24日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 東京都港区新橋一丁目18番16号  
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会  
会 長 杉山 雄吉郎

## 災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定実施細目

### (趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺および葬祭用品の供給等に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定の実施について必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

### (葬祭用品等の範囲)

第2条 協定に規定する甲が供給を要請する棺等葬祭用品の範囲は次のとおりとする。

- (1) 棺および納棺に必要な資材
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つぼ等その他必要な用品

### (連絡体制)

第3条 甲および乙は、協定の実施責任者をそれぞれ指定し「実施責任者届」（別記様式1）により相互に報告するものとする。

2 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに構成員の名簿を提出するものとする。

### (要請手続)

第4条 協定第2条に規定する甲から乙への要請は、次の事項を明らかにし「協力要請書」（別記様式2）により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行う者の職、氏名
  - (2) 要請理由
  - (3) 要請内容
  - (4) 履行の場所
  - (5) 履行の期日または期間
  - (6) その他必要事項
- 2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

### (連携協力)

第5条 乙は、甲との連携を円滑にすすめるため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

### (報告書)

第6条 協定第4条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭により行い、

事後、速やかに実績報告書(別記様式3)を提出するものとする。

- (1) 棺および葬祭用品の供給数、遺体を搬送した車両台数
- (2) 履行の場所
- (3) 履行の期日または期間
- (4) その他必要事項

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

災害時における棺および葬祭用品の供給ならびに遺体の搬送等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）および全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、滋賀県域において、災害時等における棺および葬祭用品の供給ならびに遺体の搬送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における乙および丙（以下「乙等」という。）による甲に対する棺および葬祭用品の供給ならびに遺体の搬送等の協力について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- （1）災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害が発生した場合。
- （2）その他大規模な事件、事故により甚大な被害が生じ滋賀県がその対応を行う必要が生じた場合。

（要請）

第2条 甲は、災害時等に次の業務について、市町からの要請があり、必要と認めた場合は、乙等に対し協力を要請するものとする。

- （1）棺および葬祭用品の供給ならびに作業等の役務の提供
- （2）遺体安置施設等の提供
- （3）遺体の搬送
- （4）その他、必要とする事項

（協力）

第3条 乙等は、甲の要請を受けたときは、連携の上、乙等のできる範囲において、他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙等は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙等が実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙等は、業務が完了したときは、乙等の構成員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙等からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害時等の直前における適正価格を基準として甲と乙等が協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙等は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制および情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、別に定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度、甲と乙等が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定の有効期間は、協定の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了する日の30日前までに、甲、乙等いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間満了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
- 2 この協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を所有する。

平成24年11月20日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事

乙 滋賀県彦根市西今町939番地  
滋賀県葬祭事業協同組合  
理事長

丙 東京都港区港南二丁目4番12号  
全日本葬祭業協同組合連合会  
会長

## 災害時における棺および葬祭用品の供給ならびに遺体の搬送等に関する協定実施細目

### (趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺および葬祭用品の供給ならびに遺体の搬送等に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

### (葬祭用品等の範囲)

第2条 協定第2条第1号に規定する甲が供給を要請する棺等葬祭用品の範囲は次のとおりとする。

- (1) 棺および納棺に必要な資材
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つぼ等その他必要な用品

### (連絡体制)

第3条 甲および乙等は、協定の実施責任者をそれぞれ指定し「実施責任者届」（別記様式1）により相互に報告するものとする。

2 乙等は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙等の構成員の名簿を提出するものとする。

### (要請手続)

第4条 協定第2条に規定する甲から乙等への要請は、次の事項を明らかにし「協力要請書」（別記様式2）により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行う者の職、氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日または期間
- (6) その他必要事項

2 甲が乙等に対し協力を要請するに際し、やむを得ない事情により乙等に連絡が取れない場合においては、甲は直接乙等の会員に対し協力を要請できるものとする。

3 甲は、乙等の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙等に通知するものとする。

### (連携協力)

第5条 乙等は、甲との連携を円滑にすすめるため、甲が実施する訓練等に参加の要請があった際には可能な限り参加するものとする。



(報告書)

第6条 協定第4条に規定する乙等から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭により行い、事後、速やかに実績報告書(別記様式3)を提出するものとする。

- (1) 棺および葬祭用品の供給数、遺体を搬送した車両台数
- (2) 履行の場所
- (3) 履行の期日または期間
- (4) その他必要事項

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

平成 年 月 日

## 実施責任者届

### 【滋賀県】

	実施責任者	連絡員
役職・氏名	生活衛生課長	生活衛生課
電話番号	077-528-3641	077-528-3641
携帯番号		
FAX 番号	077-528-4860	077-528-4860

### 【滋賀県葬祭事業協同組合】

	実施責任者	連絡員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX 番号		

### 【全日本葬祭業協同組合連合会】

	実施責任者	連絡員
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX 番号		

様式2 (第4条関係)

滋 生 衛 第 号  
平成 年(西暦年) 月 日

滋賀県葬祭事業協同組合理事長 }  
全日本葬祭業協同組合連合会会長 } 様

滋 賀 県 知 事

協 力 要 請 書 (第 報)

災害時等における棺および葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名： 氏名： 連絡先電話番号
口頭による要請の 日時	年 月 日 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履行の期日または 期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

(注) 要請内容の欄には、棺および葬祭用品の必要数、遺体搬送用車輛の必要台数等を記載すること。

様式3（第6条関係）

第 年 月 日  
号

滋賀県知事

団体名  
代表者名



## 実 績 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時等における棺および葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼書番号 および日時	年 月 日付け 第 号（第 報）
実施業務内容	
従事者氏名	
履行の場所	
履行の期日または 期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
報告担当者	氏名： 連絡先電話番号
備 考	

(注) 業務実施内容の欄には、棺および葬祭用品の提供数、遺体搬送用車輛の提供台数等を記載すること。

## 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害対策基本法に基づき迅速かつ円滑な応急救援活動を行なうために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要 請）

第 1 条 甲は、災害応急救援活動として、公共土木建築施設の応急復旧、人命救助および応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理等に、土木資機材労力等を活用する必要があるときは、乙に必要な協力を要請することができる。

### （協 力）

第 2 条 乙は、第 1 条による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する土木資機材労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、当該法令の規定に従い必要な協力を行なうものとする。

### （経費の負担）

第 3 条 第 2 条に基づく応援に要した費用は、甲の負担とし、その額については災害発生時における地域の通常取引事例を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

### （損害の負担）

第 4 条 甲の要請により、乙が協力する業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

### （補 償）

第 5 条 甲の要請により、この協定に基づいて応援業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和 38 年 3 月 25 日滋賀県条例第 10 号)の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

### （連絡責任者）

第 6 条 第 1 条に掲げる要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県生活環境部消防防災課長を、乙においては社団法人滋賀県建設業協会事務局長をそれぞれ指定するものとする。

### （連絡会議の設置）

第 7 条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

### （細目協定の締結）

第 8 条 甲および乙は、的確な応急救援活動を行なうために必要な細部の事項について、別途細目協定を締結するものとする。

### （有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

### （その他）

第 10 条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 8 年 3 月 29 日

甲 滋賀県大津市京町 4 丁目 1 番 1 号  
滋賀県知事 稲 葉 稔

乙 滋賀県大津市におの浜 1 丁目 1 番 18 号  
社団法人 滋賀県建設業協会  
会 長 奥 和 男

## 災害時における応急救援活動への応援に関する細目協定書

「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書(平成8年3月29日締結)」

第8条に定めるところにより、滋賀県(以下「甲」という。)と社団法人滋賀県建設業協会(以下「乙」という。)とは、次のとおり細目協定を締結する。

(要請の手続き)

第1条 甲は、応急救援活動を実施するため乙の応援を要請する必要があると判断した時は、協定書第6条に規定する甲の連絡責任者は乙の連絡責任者に対し、「災害応急救援活動要請書(様式1)により必要な事項を明記し要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭により要請することができるものとする。

(協力体制)

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、当該要請内容、応援区域等を勘案し協定書第2条に規定する乙の所属会員(以下「丙」という。)に対して当該協力要請があった旨を連絡するものとする。

(応急救援活動の指示)

第3条 前条により要請を受けた丙は当該応急救援活動の内容に応じて、次に掲げる者の指示を受けて迅速に活動にあたるものとする。

- 1) 人命救助のための土木資機材・労力の提供にかかる調整については活動場所を管轄する県事務所長
- 2) 公共土木建築施設の応急復旧工事等は工事施行場所を管轄する土木事務所長
- 3) 応急仮設住宅にかかる敷地整備については、土木部住宅課長

(応急救援活動の実施等)

第4条 応急救援活動の実施にあたっては、次により行うものとする。

- 1) 乙は、人命救助のための土木資機材・労力の提供にあたっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。
- 2) 公共土木建築施設の応急復旧工事および応急仮設住宅にかかる敷地整備については、甲と丙において工事請負契約を締結して行うものとする。

ただし、緊急を要する時、甲は口頭で指示し、すみやかに契約締結を行うものとする。

(情報の提供等)

第5条 甲は、応急救援活動が迅速・的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

(実施報告)

第6条 第4条の工事を実施した丙は、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

なお、人命救助のための土木資機材労力の報告は様式2「土木資機材労力等応援完了報告」により、報告するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭で報告し、事後文書で提出するものとする。

(その他)

第7条 この細目協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

2 この協定は平成9年8月1日から適用する。

3 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成9年8月1日

甲 大津市京町四丁目1-1

滋賀県知事 稲葉 稔

乙 大津市におの浜一丁目1-18

社団法人 滋賀県建設業協会

会長 奥 和 男

### 災害応急救援活動要請書

社団法人 滋賀県建設業協会会長 殿

滋賀県知事 稲葉 稔

「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

#### 記

1. 応援の区分

(1) 人名救助のための土木資機材労力

(2) 公共土木建築施設の応復旧

(3) 応急仮設住宅にかかる敷地整備

2. 災害の状況および応援を必要とする事由

3. 応援要請内容

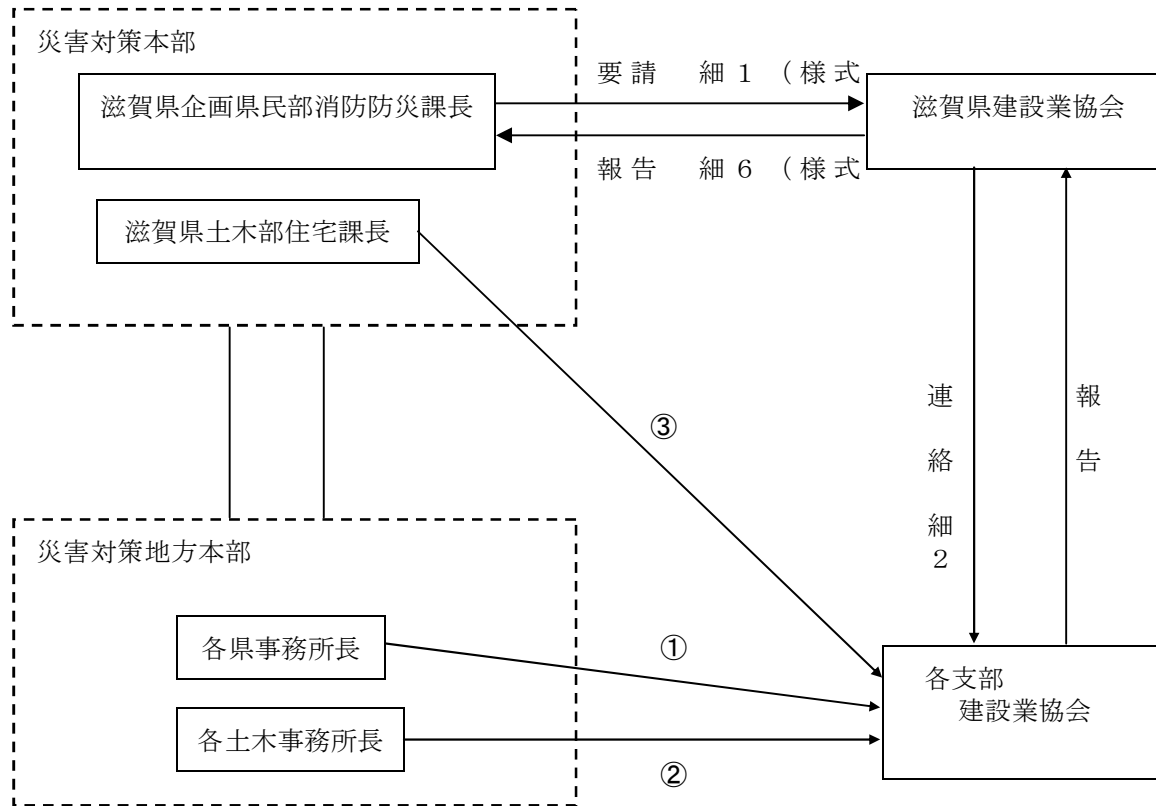
区 分	内 容
活 動 内 容	
活 動 時 期	
活 動 場 所	
資材の種類、数量	
資材の種類、数量	
労 力 の 内 容	
そ の 他	

4. その他参考となる事項



土木資機材労力等応援完了報告書	
作業内容	
応援場所	
応援期間	
応援機械の種類、数量	
応援資材等の種類、数量	
応援労力等の職種、人数	
<p>備 考</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり完了したので届けます。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">滋賀県知事 殿</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">滋賀県建設業協会 支部 (印)</p>	

## 応援要請に対するフロー図



- ①救出用重機・操縦者への指示
- ②公共土木建築施設の応急復旧工事の指示
- ③応急仮設住宅にかかる敷地整備の指示

## 災害時における応急対策活動への応援に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)と滋賀県塗装工業協同組合(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、迅速かつ円滑な応急対策活動を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### (要 請)

第1条 甲は、県有施設等の汚泥等の洗浄業務、物資・資機材の協力、その他甲が必要と認める業務を、乙に対して必要な協力を要請することができるものとする。

### (協 力)

第2条 乙は、前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属組合員が所有する資機材および労力の提供について可能な限り甲に協力するものとする。

### (費用の負担)

第3条 前条の規定に基づく協力に要した費用は甲の負担とする。

### (損害の負担)

第4条 乙がこの協定による応援に係る業務の実施に伴い他人に損害を与えたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定めるものとする。

### (補 償)

第5条 甲の要請により、この協定に基づく乙の応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和38年滋賀県条例第10号)」の規定により、甲が補償するものとする。ただし、当該従事した者が同条例以外の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

### (連絡責任者)

第6条 第1条の規定による要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県防災危機管理局副局長を、乙においては滋賀県塗装工業組合理事長をそれぞれ指定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月3日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県大津市南郷5丁目2-14  
滋賀県塗装工業協同組合  
理事長 藤本 忠志

## 災害時における応急対策活動への応援に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急対策活動への応援に関する協定(以下「協定」という。)第8条の規定に基づき、滋賀県(以下「甲」という。)と滋賀県塗装工業協同組合(以下「乙」という。)との協定の実施に必要な事項を定める。

### (要請の手続き)

第2条 甲は、協定第1条の規定による要請は、様式1により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに同様式を交付することができる。

### (応急対策活動の実施)

第3条 乙は、資機材および労力の提供に当たっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。

### (情報の提供)

第4条 甲は、協定に基づく応援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

### (実施報告)

第5条 乙は、協定に基づく応援が完了したときは、様式2により甲にその実績を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに同様式により報告することができる。

### (その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項またはこの実施細目の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

### 付 則

この実施細目は、平成26年3月3日から施行する。

様式1

第 号  
平成 年 月 日

## 災害応急対策活動要請書

滋賀県塗装工業協同組合  
理事長 様

滋賀県知事

災害時における応急対策活動への応援に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況および要請の事由

2 応援要請内容

区 分	内 容
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資機材の種類、数量	
労 力 の 内 容	
そ の 他	

3 その他参考となる事項

様式2

災 害 応 急 救 対 策 活 動 完 了 報 告 書	
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資 機 材 の 種 類 、 数 量	
労 力 の 内 容	
そ の 他	
<p>上記のとおり完了したので届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>滋賀県知事 様</p> <p>滋賀県塗装工事工業協同組合</p> <p>理事長</p>	

## 災害時における滋賀県所管施設の緊急災害対策業務に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と、一般社団法人全国地質調査業協会連合会関西地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における滋賀県所管施設の緊急的な災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目 的）

第1条 この協定は、地震・風水害等異常な自然現象および予期できない災害等が発生した場合において、甲が管理または委託管理する施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。）において発生した災害の緊急的な応急対策調査を実施するにあたり、甲および乙は協力して被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、甲の所管施設等における災害発生箇所とする。

### （業務の内容）

- 第3条 甲は所管施設等が被災し、必要と認めるときは業務要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに業務要請書を提出するものとする。
- 2 乙の会員は、甲からの出動要請を受けた乙の指示に基づき、できる限り速やかに所管施設等の被災状況を把握し、当該災害の応急対策調査を実施するものとする。
  - 3 乙または乙の会員は、前項の規定により業務を実施したときは、業務の終了後速やかに業務報告書（別記様式第2号）によりその状況を報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに業務報告書を提出するものとする。
  - 4 乙は、災害応急対策調査を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要な技術者等の確保に努めるとともに、乙の会員による連絡系統図および連絡一覧表からなる実施体制表を作成しておくものとする。

### （業務の実施体制）

- 第4条 前条第4項に定める所管施設等の災害応急対策調査の実施体制表はあらかじめ、乙から甲に提出しておくものとする。
- なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。



(経費の負担)

第5条 第3条に基づく業務費用は、甲が負担するものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、協定締結日から平成26年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より1年間継続するものとする。

また、締結後、甲乙いずれかの申し出により本協定は、廃止することができる。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い甲、乙または乙の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、または派遣した技術者等並らびに各種資機材に損害が生じた場合には、乙または乙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとし、その措置については甲と乙または乙の会員が協議して定めるものとする。

(賠償等)

第8条 甲は第3条の規定による業務に従事した者が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、または障害の状態となった場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和38年3月25日滋賀県条例第10号)の規定により、その損害を補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れるものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲および乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

平成26年3月25日

(甲) 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事

嘉田 由紀子

(乙) 大阪府大阪市西区靱本町一丁目14-15

一般社団法人全国地質調査業協会連合会

関西地質調査業協会理事長 荒木 繁幸

## 業 務 要 請 書

一般社団法人全国地質調査業協会連合会  
関西地質調査業協会理事長 様

滋賀県知事

災害時における滋賀県所管施設の緊急災害対策業務に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

### 記

1. 災害の状況および要請の事由

2. 応援要請内容

区 分	内 容
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資材の種類、数量	
労 力 の 内 容	
そ の 他	

3. その他参考となる事項

## 業 務 報 告 書

滋賀県知事 様

一般社団法人全国地質調査業協会連合会  
関西地質調査業協会理事長

災害時における滋賀県所管施設の緊急災害対策業務に関する協定書に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

### 記

#### 1. 実施した業務の内容

区 分	内 容
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資材の種類、数量	
労 力 の 内 容	
そ の 他	

#### 2. その他参考となる事項

## 連 絡 責 任 者 届

【 滋賀県 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
TEL	
携 帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
TEL		
携 帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 一般社団法人全国地質調査業協会連合会 関西地質調査業協会 】

1 連絡責任者

役職・氏名	
TEL	
携 帯	
FAX	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
TEL		
携 帯		
FAX		

3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

## 災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書

滋賀県大津土木事務所長（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部長（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲の所管する土木施設の迅速かつ円滑な被害状況の把握および応急復旧に係る初動活動を行うために必要な応援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第 1 条 甲は所管する土木施設に対し、次に掲げる要件を満たし、かつ、第 3 条に定める応援協力が必要であると判断したときは、乙に必要な協力を要請することができる。

- (1) 第 3 条第 1 号から第 3 号で規定する応援協力の要請については、管内で土木施設に大規模な被害の発生が予想され管内土木施設の被害状況の把握が必要となるとき。
- (2) 第 3 条第 4 号および第 5 号で規定する応援協力については、管内の土木施設に被害が確認され緊急に復旧を要するとき。

### （協力）

第 2 条 乙は、甲から前条の規定に基づき次条に掲げる応援協力の要請があったときは、その趣旨に従い乙に所属する協会員（以下「協会員」という。）が所有する土木資機材労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

- 2 次条第 4 号および第 5 号に掲げる応援協力については、滋賀県と一般社団法人滋賀県建設業協会が締結している「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（平成 8 年 3 月 29 日締結）」第 1 条の規定に基づく要請がなされた場合は、これによるものとする。
- 3 前 2 項の協力を行うにあたり、被害が大規模であるなど乙の協会員のみでの対応が困難な場合、乙は一般社団法人滋賀県建設業協会の本部を通じて、他の支部へ応援協力依頼ができるものとする。
- 4 次条第 1 号および第 2 号の応援協力については、甲からの要請がない場合であっても安全と思われる範囲で甲の被害情報収集に協力するものとする。

### （応援協力の内容）

第 3 条 第 1 条の規定に基づく応援協力の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の被害状況の把握および甲への連絡
- (2) 施設供用の支障となる軽易な支障物の除去等
- (3) 協会員が保有する応急復旧に協力できる資材、機材および労働力についての情報提供
- (4) パトロールおよび応急復旧工事を実施できる協會員の選定
- (5) パトロールおよび応急復旧工事の実施

### （経費の負担）

第 4 条 前条第 1 号から第 4 号までに掲げる応援協力の実施に要する経費は、乙が負担する。

- 2 前条第 4 号による乙からの報告に基づき行う前条第 5 号のパトロールおよび応急復旧工事は、工事請負契約等を締結して行うものとする。

### （損害の負担）

第 5 条 甲の要請により、乙が協力する業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(補償)

第6条 甲の要請により、この協定に基づいて応援業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和38年 3月25日滋賀県条例第10号)」の規定により、滋賀県が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(甲、乙等の責務)

第7条 甲は、第3条第1号から第4号までに掲げる乙の応援協力が、無償による社会貢献活動であることを理解し、その活動に対し過度な負担とならないよう十分な配慮をするものとする。

2 第3条第1号および第2号に掲げる応援協力が当たる協会の編成および現場での業務の遂行は、乙の責任において行い、応援協力が迅速かつ効果的に実施できるよう努めるものとする。

3 協会員は、社員を応援協力活動に従事させる場合、補償保険制度等の活用に関して、万一の事態に備えるとともに、応援協力に従事する者は、危険が伴う業務であることを十分認識し、事故防止に細心の注意をはらい従事するものとする。

4 甲は、乙および協会員が第3条第1号から第4号までに掲げる応援協力に参加したことをもって、乙および協会員に対し請負等の契約に基づく工事の発注を約束するものではないものとする。

(連絡責任者)

第8条 第1条による要請に係る事項の伝達のため連絡責任者として、甲においては次長(技術)を、乙においては乙の指名する者をそれぞれ指定するものとする。

(連絡担当者)

第9条 甲および乙は、第3条第1号から第4号に掲げる応援協力の実施に当たり、詳細な指示、協議、途中報告などの情報伝達を行うために連絡担当者を選任するものとする。

2 甲および乙の連絡担当者は大津土木事務所に常駐してその任務に当たることを原則とする。

(連絡会議の設置)

第10条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(細目協定の締結)

第11条 甲および乙は、的確な初動活動を行うために必要な細部の事項について、別途細目協定を締結するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、締結の日から、平成27年 3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から 1年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書 2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その 1通を保有する。

平成26年3月11日

甲 滋賀県大津市松本一丁目2番1号  
滋賀県大津土木事務所

所 長 樋口 洋一

---

乙 滋賀県大津市島ノ関12番2号  
一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部

支部長 奥村 昇

---

※その他、各土木事務所等（南部土木事務所、甲賀土木事務所、東近江土木事務所、湖東土木事務所、長浜土木事務所、長浜土木事務所木之本支所、高島土木事務所）と（一社）滋賀県建設業協会各支部で同様の協定を締結している。



## 災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する細目協定書

「災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書(平成26年3月11日締結)」(以下「協定書」という。)第11条に定めるところにより、滋賀県大津土木事務所長(以下「甲」という。)と一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部長(以下「乙」という。)とは、次のとおり細目協定を締結する。

### (要請の手続き)

第1条 甲は、協定書第1条に規定する応援協力を要請する必要があると判断したときは、協定書第8条に規定する甲の連絡責任者は乙の連絡責任者に対し、「災害時初動活動応援協力要請書(様式-1)」により必要な事項を明記し、要請するものとする。

ただし、協定書第3条第1号から第4号に掲げる応援協力を要請するに当たり、緊急を要する場合は口頭により要請することができるものとする。

### (応援協力に係る報告)

第2条 乙は、甲から協定書第1条の規定に基づく応援協力の要請を受けた場合は、所属する協会員(以下「協会員」という。)に対して当該要請があった旨を連絡するとともに、当該要請の内容を勘案のうえ、迅速な対応が可能な協会員や資機材等を速やかに甲に報告するものとする。

### (初動活動の指示)

第3条 協定書第3条第1号または第2号に掲げる応援協力は、甲の要請により活動に当たるものとするが、土木施設の被害状況等により要請内容を満足できない場合には、甲と協議の上、その活動に当たるものとする。

2 前項の甲からの要請や甲との協議については、連絡担当者を通じ行うことを基本とする。やむを得ず甲と協会員の間で直接やり取りを行った際には、事後速やかに連絡担当者にその内容について報告するものとする。

### (情報の提供等)

第4条 甲は、初動活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、連絡担当者を通じ乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

### (報告)

第5条 協定書第3条第1号から第4号に掲げる初動活動を実施した乙は、その状況を速やかに「災害時初動活動報告書(様式-2)」により甲に報告するものとする。

この場合において、土木施設の供用に支障をきたすような被害を発見した際には、速報として甲に報告するものとする。

### (資機材等の情報提供)

第6条 乙は、協会員が保有する資材、機材および労働力についての情報を把握しておくとともに、甲に対し更新時に定期的に報告するものとする。

### (連絡担当者)

第7条 協定書第9条に規定する連絡担当者は各1名を基本とするが、災害の規模等に応じ複数名選任することができるものとする。

2 連絡担当者については、初動活動期間により途中交代することができるものとする。

### (その他)

第8条 この細目協定に定めのない事項および疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その 1通を保有する。

平成26年3月11日

甲 滋賀県大津市松本一丁目2番1号  
滋賀県大津土木事務所

所長

---

樋口 洋一

乙 滋賀県大津市島ノ関12番2号  
一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部

支部長

---

奥村 昇

※その他、各土木事務所等（南部土木事務所、甲賀土木事務所、東近江土木事務所、湖東土木事務所、長浜土木事務所、長浜土木事務所木之本支所、高島土木事務所）と（一社）滋賀県建設業協会各支部で同様の細目協定を締結している。

## 災害時初動活動応援協力要請書

一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部長 様

滋賀県大津土木事務所長

「災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書」に基づき、下記のとおり応援協力を要請します。

### 記

1. 災害の状況および応援を必要とする事由

2. 応援協力要請内容

区 分	内 容
活 動 内 容	
活 動 時 期	
活 動 場 所	
そ の 他	

3. その他参考となる事項

(2. 応援協力要請内容について、内容が複数にわたる場合には別紙により記載することができる。)

## 災害時初動活動報告書

滋賀県大津土木事務所長

一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部長

「災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書」に基づき、平成 年 月 日付け滋 第 号で要請のあった災害時初動活動について下記のとおり報告します。

### 記

河川・路線名等	
区 間	
実 施 時 期	平成 年 月 日( ) 〇:〇 ~ 平成 年 月 日( ) 〇:〇
施 設 状 況 ( 被 害 状 況 )	
そ の 他	

- ・施設状況(被害状況)については、必要に応じて位置図・写真等を別途添付する
- ・複数箇所を報告する際には、適宜様式を修正するものとする

## 災害時初動活動報告書

滋賀県大津土木事務所長

一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部長

「災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書」に基づき、平成 年 月 日付け滋 第 号で要請のあった保有資機材労力等について別添一覧のとおり報告します。

## 災害時初動活動報告書

滋賀県大津土木事務所長

一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部長

「災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書」に基づき、平成 年 月 日付け滋 第 号で要請のあった災害時初動活動について下記のとおり報告します。

### 記

河川・路線名等	
応急復旧箇所	
選定協会員	
保有資機材等	別添「保有資機材等個表」参照
その他	

・複数箇所を報告する際には、適宜様式を修正するものとする

## 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県造園協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、迅速かつ円滑な応急救援活動を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、災害時に応急救援活動に関し、人命救助および支障物の撤去のため乙の資機材および労力を活用する必要があるとき、ならびに倒木等の被害状況について調査を行うため乙の協力が必要なときは、乙に対して必要な協力の要請を行うことができるものとする。

### （協力）

第2条 乙は、前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する資機材および労力の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

### （費用の負担）

第3条 この協定に基づく応援に要した費用のうち、人命救助および支障物の撤去に係る費用であって、災害発生時における地域の通常取引事例を基準として甲乙協議して決定する額に相当する部分については甲の負担とし、その他の費用については乙の負担とする。

### （損害の負担）

第4条 乙がこの協定に基づく応援に係る業務の実施に伴い他人に損害を与えたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

### （補償）

第5条 甲の要請により、この協定に基づく乙の応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年滋賀県条例第10号）」の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事した者が同条例以外の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において、甲は、補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第6条 第1条の規定による要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県防災危機管理局副局長を、乙においては社団法人滋賀県造園協会事務局長をそれぞれ指定するものとする。

(連絡会議)

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に進めるため、関係者の連絡会議を開催し、情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を継続する。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年5月7日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県大津市京町三丁目1番3号  
社団法人 滋賀県造園協会



## 災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急救援活動への応援に関する協定(以下「協定」という。)  
第9条の規定に基づき、滋賀県(以下「甲」という。)と社団法人滋賀県造園協会(以下「乙」という。)  
との協定の実施に必要な事項を定める。

### (要請の手続き)

第2条 甲は、協定第1条の規定による要請は、様式1により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに同様式を交付することができる。

### (応急救援活動の実施等)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、協力できる資機材および労力の内容を様式2により甲に報告するものとする。

ただし、書面をもって報告するいとまがないときは、当該事項を口頭で報告し、その後、速やかに同様式を提出することができる。

2 乙は、前条に定める要請時に甲が連絡する現場指揮者(以下「現場指揮者」という。)の指示に従い協定に基づく応援を実施するものとする。

### (情報の提供)

第4条 甲は、協定に基づく応援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

### (実施報告)

第5条 協定に基づく応援は、現場指揮者が終了を告げたとき、または乙の事情により活動の続行が不可能になったときに終了するものとし、乙は、様式3により速やかに甲に実績を報告するものとする。

### (その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項またはこの実施細目の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

### 附 則

この実施細目は、平成20年5月7日から施行する。

災 害 応 急 救 援 活 動 要 請 書

社団法人滋賀県造園協会

会長 様

滋賀県知事

災害時における応急救援活動への応援に関する協定に基づき下記のとおり要請します。

記

1. 応援の区分

- (1) 人命救助のための資機材、労力
- (2) 支障物撤去のための資機材、労力
- (3) 倒木等の被害状況調査

2. 災害の状況および応援を必要とする事由

3. 応援要請内容

区 分		内 容
活 動 内 容		
活 動 時 期		
活 動 場 所		
資材の種類 ・ 数量		
重機の種類 ・ 数量		
労 力 の 内 容		
現場指揮者の 所属、職、氏 名、連絡先	所 属	
	職	
	氏 名	
	連絡先	

4. その他参考となる事項

様式 2

災害応急救援活動状況報告書	
作業内容	
活動時期	
活動場所	
資材の種類・数量	
重機の種類・数量	
労力等の職種・人数	
備考	
<p>上記のとおり応急救援活動の応援ができますので報告いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>滋賀県知事 様</p> <p>社団法人滋賀県造園協会 会長</p>	

様式 3

災害応急救援活動完了報告書	
作業内容	
活動時期	
活動場所	
資材の種類・数量	
重機の種類・数量	
労力等の職種・人数	
備考	
<p>上記のとおり完了したので届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>滋賀県知事 様</p> <p>社団法人滋賀県造園協会 会長</p>	

## 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)と社団法人滋賀県電業協会(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、迅速かつ円滑な応急救援活動を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### (要 請)

第1条 甲は、災害応急救援活動として、市町が指定する県有施設の避難所等に係る電気設備の応急修理および仮設工事に乙の資材および労力を活用する必要があるときは、乙に対して必要な協力を要請することができるものとする。

### (協 力)

第2条 乙は、前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する資材および労力の提供について可能な限り甲に協力するものとする。

### (費用の負担)

第3条 前条の規定に基づく提供に要した費用のうち、資材の費用であって災害発生時における地域の通常取引事例を基準として甲乙協議して決定する額に相当する部分については甲の負担とし、その他の費用については乙の負担とする。

### (損害の負担)

第4条 乙がこの協定による応援に係る業務の実施に伴い他人に損害を与えたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定めるものとする。

### (補 償)

第5条 甲の要請により、この協定に基づく乙の応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和38年滋賀県条例第10号)」の規定により、甲が補償するものとする。

ただし、当該従事した者が同条例以外の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第6条 第1条の規定による要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県県民文化生活部防災危機管理局副局長を、乙においては社団法人滋賀県電業協会事務局長をそれぞれ指定するものとする。

(連絡会議の設置)

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月11日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 嘉田由紀子

乙 滋賀県大津市大江七丁目7番37号  
社団法人 滋賀県電業協会  
会長 中島 鹿三

## 49 (6) 災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急救援活動への応援に関する協定(以下「協定」という。)第9条の規定に基づき、滋賀県(以下「甲」という。)と社団法人滋賀県電業協会(以下「乙」という。)との協定の実施に必要な事項を定める。

(要請の手続き)

第2条 甲は、協定第1条の規定による要請は、様式1により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに同様式を交付することができる。

(応急救援活動の実施)

第3条 乙は、資材および労力の提供にあたっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。

(情報の提供)

第4条 甲は、協定に基づく応援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、協定に基づく応援が完了したときは、様式2により甲にその実績を報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに同様式により報告することができる。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項またはこの実施細目の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成20年3月11日から施行する。

様式1

第 号  
年 月 日

## 災害応急救援活動要請書

社団法人 滋賀県電業協会  
会 長 様

滋賀県知事

災害時における応急救援活動への応援に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況および要請の事由

2. 応援要請内容

区 分	内 容
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資材の種類、数量	
労 力 の 内 容	
そ の 他	

3. その他参考となる事項



様式2

災 害 応 急 救 援 活 動 完 了 報 告 書	
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資材の種類、数量	
労力の内容	
そ の 他	
<p>上記のとおり完了したので届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>滋賀県知事 様</p> <p>社団法人 滋賀県電業協会</p> <p>会 長</p>	

## 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書

滋賀県(以下「甲」という。)と滋賀県電気工事工業組合(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、迅速かつ円滑な応急救援活動を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### (要 請)

第1条 甲は、災害応急救援活動として、市町が指定する県有施設の避難所等に係る電気設備の応急修理および仮設工事に乙の資材および労力を活用する必要があるときは、乙に対して必要な協力を要請することができるものとする。

### (協 力)

第2条 乙は、前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属組合員が所有する資材および労力の提供について可能な限り甲に協力するものとする。

### (費用の負担)

第3条 前条の規定に基づく提供に要した費用のうち、資材の費用であって災害発生時における地域の通常取引事例を基準として甲乙協議して決定する額に相当する部分については甲の負担とし、その他の費用については乙の負担とする。

### (損害の負担)

第4条 乙がこの協定による応援に係る業務の実施に伴い他人に損害を与えたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定めるものとする。

### (補 償)

第5条 甲の要請により、この協定に基づく乙の応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例(昭和38年滋賀県条例第10号)」の規定により、甲が補償するものとする。ただし、当該従事した者が同条例以外の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第6条 第1条の規定による要請に関する事項の伝達および連絡責任者として、甲においては滋賀県防災危機管理局副局長を、乙においては滋賀県電気工事工業組合事務局長をそれぞれ指定するものとする。

(連絡会議の設置)

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月13日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県草津市青地町 299 番地 1  
滋賀県電気工事工業組合  
理事長 鹿野 敏夫

## 災害時における応急救援活動への応援に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急救援活動への応援に関する協定(以下「協定」という。)第9条の規定に基づき、滋賀県(以下「甲」という。)と滋賀県電気工事工業組合(以下「乙」という。)との協定の実施に必要な事項を定める。

### (要請の手続き)

第2条 甲は、協定第1条の規定による要請は、様式1により行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに同様式を交付することができる。

### (応急救援活動の実施)

第3条 乙は、資材および労力の提供に当たっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。

### (情報の提供)

第4条 甲は、協定に基づく応援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

### (実施報告)

第5条 乙は、協定に基づく応援が完了したときは、様式2により甲にその実績を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに同様式により報告することができる。

### (その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項またはこの実施細目の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

### 付 則

この実施細目は、平成24年3月13日から施行する。

様式1

第 号  
平成 年 月 日

## 災害応急救援活動要請書

滋賀県電気工事工業組合  
理事長 様

滋賀県知事

災害時における応急救援活動への応援に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況および要請の事由

2 応援要請内容

区 分	内 容
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資材の種類、数量	
労 力 の 内 容	
そ の 他	

3 その他参考となる事項

様式2

災 害 応 急 救 援 活 動 完 了 報 告 書	
活 動 期 間	
活 動 場 所	
資材の種類、数量	
労力の内容	
そ の 他	
<p>上記のとおり完了したので届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>滋賀県知事 様</p> <p>滋賀県電気工事工業組合 理事長</p>	

## 災害時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県管工事業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、水道施設の応急復旧（以下「応急復旧」という。）を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、滋賀県地域防災計画に基づき、被災市町等（以下「市町等」という。）から災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条第1項の規定により応急復旧の応援要請があった場合には、乙に応援を要請することができる。

2 甲は、乙に応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、別紙様式1「災害時における水道施設の応急復旧の応援要請」によって行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 応援要請市町等
- (2) 災害等が発生した場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応急復旧の応援内容
- (5) 必要な資機材および人員
- (6) 応援が必要な期間
- (7) その他、応援に関して参考となる事項

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

4 前項の規定により出動した乙の会員および所属員は、市町等の指示により応急復旧に従事するものとする。

### （報告）

第2条 乙は、応急復旧の応援が終了した場合は、甲に別紙様式2「災害時における水道施設の応急復旧の応援終了報告」を提出するものとする。

### （費用負担）

第3条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧の応援に要した費用については、災害等の発生直前における適正な価格を基準として、災害対策基本法第92条第1項に定めるところにより市町等が負担するものとする。

### （災害補償）

第4条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧により生じた災害補償については、乙と市町等で協議するものとする。

### （被災した他の都道府県への応援）

第5条 甲が、被災した他の都道府県から応急復旧の応援要請があったため、乙に協力を要請した場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

### （連絡体制等）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県県民文化生活部生活衛生課、乙においては滋賀県管工事業協同組合連合会事務局とする。

2 第1条および第5条の要請に関する連絡責任者として、甲においては滋賀県県民文化生活部生活衛生課長を、乙においては滋賀県管工事業協同組合連合会専務理事をそれぞれ指名するものとする。

### （協議）

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めのない事項に関し必要がある場合は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月27日

- 甲 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 嘉 田 由紀子
- 乙 草津市草津三丁目10番19号  
滋賀県管工事業協同組合連合会  
会 長 鈴 木 正 信



年 月 日

災害時における水道施設の応急復旧の応援要請

滋賀県管工事業協同組合連合会 様

滋賀県知事

「災害時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定」に基づき、下記のとおり 応援を要請します。

記

区 分	内 容
応援要請市町等	
災害等が発生した場所	
被害の状況	
応急復旧の応援内容	
必要な資機材および人員	
応援が必要な期間	
その他、参考となる事項	

年 月 日

災害時における水道施設の応急復旧の応援終了報告

滋賀県知事

滋賀県管工事業協同組合連合会

「災害時における水道施設の応急復旧の応援に関する協定」に基づく応援が、下記の とおり終了したので報告します。

記

応援市町等	応援期間	応援内容等	その他

## 災害時等における相互協力に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）との間に、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における応急対策および復旧業務の実施にあたり相互協力を必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを 目的とする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等および緊急処理事態が発生した場合
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民および滞在者の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合
- （4） 消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項の規定に基づき、市町等から甲に航空消防隊等による救急・救助活動等の支援を求められた場合

### （協力の内容）

第2条 甲および乙は、次の各号に掲げる措置について相手方から要請された場合には、自らが行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- （1） 公共土木施設の土工部、橋梁部およびトンネル部等の大規模構造物の異常、変形および損傷等の調査および復旧に対する技術的支援
- （2） 高速道路通行止め区間および緊急開口部を活用した車両の通行
- （3） 情報等の提供および派遣連絡員の受け入れ
- （4） 応急対策および復旧業務の実施に必要な資機材、物資、通信機器、敷地および施設の提供
- （5） その他措置の実施に必要なと認められる事項

2 前項第2号の車両の通行については原則として通行者の責により実施するものとし、他の各号の措置については原則として被要請者の責により実施するものとする。

### （協力の要請）

第3条 前条に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 甲および乙は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書（別記様式第2号）により相手方に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は実費とし、協力を要請した甲または乙が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第1条第2号に定める場合においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第164条に定めるところによるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に定める通行においては、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第24条第1項ただし書に規定する緊急自動車その他政令で定める車両は費用負担の対象から除外するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号の実施に係る費用については、被要請者の負担とする。

5 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号および第5号の実施に係る費用については、甲および乙の協議により負担割合を定める。

(連絡責任者の報告)

第6条 甲および乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届（別記様式第3号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項および疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 3月10日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 嘉田由紀子

乙 大阪府茨木市岩倉町1番13号  
西日本高速道路株式会社  
関西支社長 牧浦信一

別記

様式第 1 号 (第 3 条関係)

協力要請書

平成 年 月 日

協力者

様

要請者

災害時等における協力要請について

「災害時等における相互協力に関する協定書」第 3 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等および協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

問い合わせ先  
電話 — —  
FAX — —  
担当

報告書

平成 年 月 日

要請者

様

協力者

「災害時等における相互協力に関する協定書」第4条に基づき、  
履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

（ 問い合わせ先  
電話 — —  
FAX — —  
担当 ）

## 連 絡 責 任 者 届

【 滋賀県 】

### 1 連絡責任者

役職・氏名	
TEL	
携 帯	
FAX	

### 2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先	第1連絡先	第2連絡先
役職 氏名				
TEL				
携 帯				
FAX				

### 3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 西日本高速道路株式会社 関西支社 】

### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

### 2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先	第3連絡先	第4連絡先
役職 氏名				
TEL				
携 帯				
FAX				

### 3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：



## 「災害時等における相互協力に関する協定書」に係る確認書

平成 22 年 3 月 10 日付「災害時等における相互協力に関する協定書」（以下「協定」という。）の実施について、滋賀県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社関西支社（以下「乙」という。）は、次のとおり確認する。

（情報等の提供）

第 1 条 協定第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「情報等の提供」は、次の内容とする。また、甲および乙は災害状況の把握に努め、遅滞なく相手方に災害情報を提供することにより、甲および乙の情報の共有に努めるものとする。

- （1） 甲または乙が管理する道路の通行規制情報および応急復旧情報
- （2） 前号のほか、災害復旧活動等に影響を及ぼすと考えられる情報

（資機材等の提供）

第 2 条 協定第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「資機材、物資、通信機器」（以下「資機材等」という。）の円滑な提供を目的として、必要に応じ、甲および乙は各者が保有する資機材等の種類および所在を相互に通知するものとする。

（その他措置の実施に必要と認められる事項）

第 3 条 協定第 2 条第 1 項第 5 号に規定する「その他措置の実施に必要と認められる事項」とは、甲および乙の協議により、被災者の安全の確保および被災地の早期復旧を第一義として実施する措置をいう。

- 2 前項の措置に必要となる関係機関への意見聴取および協議については、被要請者が実施するものとし、要請者は必要に応じ被要請者に協力するものとする。

この確認書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 3 月 10 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県防災危機管理監 瀬 古 良 勝

乙 大阪府茨木市岩倉町 1 番 13 号

西日本高速道路株式会社 関西支社  
保全サービス事業部長 南 大 津 等

## 災害時等における相互協力に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と中日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）との間に、甲と乙との包括的連携協定（平成22年2月8日締結）第2条の規定に基づき、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における応急対策および復旧業務の実施にあたり相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等および緊急対処事態が発生した場合
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民および滞在者の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合
- （4） 消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項の規定に基づき、市町等から甲に航空消防隊による救急・救助活動等の支援を求められた場合

### （協力の内容）

第2条 甲および乙は、次の各号に掲げる措置について相手方から要請された場合には、自らが行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- （1） 公共土木施設の土工部、橋梁部およびトンネル部等の大規模構造物の異常、変形および損傷等の調査および復旧に対する技術的支援
  - （2） 高速道路通行止め区間および緊急開口部を活用した車両の通行
  - （3） 情報等の提供および派遣連絡員の受け入れ
  - （4） 応急対策および復旧業務の実施に必要な資機材、物資、通信機器、敷地および施設の提供
  - （5） その他措置の実施に必要と認められる事項
- 2 前項第2号の車両の通行については原則として通行者の責により実施するものとし、他の各号の措置については原則として被要請者の責により実施するものとする。

### （協力の要請）

第3条 前条に定める要請は、協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するもの

とする。

(要請に基づく措置)

第4条 甲および乙は、要請を受けた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書（別記様式第2号）により相手方に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は実費とし、協力を要請した甲または乙が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第1条第2号に定める場合においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第164条に定めるところによるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に定める通行においては、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第24条第1項ただし書に規定する緊急自動車その他政令で定める車両は費用負担の対象から除外するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号の実施に係る費用については、被要請者の負担とする。

5 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号および第5号の実施に係る費用については、甲および乙の協議により負担割合を定める。

(連絡責任者の報告)

第6条 甲および乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届（別記様式第3号）により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項および疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 3月10日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 嘉田由紀子

乙 愛知県名古屋市中区錦二丁目18番19号  
中日本高速道路株式会社  
名古屋支社長 岩田久志

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

協力要請書

平成 年 月 日

協力者

様

要請者

災害時等における協力要請について

「災害時等における相互協力に関する協定書」第 3 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等および協力要請を必要とする状況

2 必要とする協力の内容

要請期日	必要とする協力の内容	数量	要請の場所	備考

（ 問い合わせ先  
電話 — —  
FAX — —  
担当 ）

報告書

平成 年 月 日

要請者

様

協力者

「災害時等における相互協力に関する協定書」第4条に基づき、  
履行した措置の内容を下記のとおり報告します。

記

履行した措置の内容

期日	履行した措置の内容	数量	履行の場所	備考

（ 問い合わせ先  
電話 — —  
FAX — —  
担当 ）

## 連 絡 責 任 者 届

【 滋賀県 】

### 1 連絡責任者

役職・氏名	
TEL	
携 帯	
FAX	

### 2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先	第1連絡先	第2連絡先
役職 氏名				
TEL				
携 帯				
FAX				

### 3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

【 中日本高速道路株式会社 】

### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

### 2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先	第3連絡先	第4連絡先
役職 氏名				
TEL				
携 帯				
FAX				

### 3 勤務時間および休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

## 「災害時等における相互協力に関する協定書」に係る確認書

平成 22 年 3 月 10 日付「災害時等における相互協力に関する協定書」（以下「協定」という。）の実施について、滋賀県（以下「甲」という。）と中日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり確認する。

（情報等の提供）

第 1 条 協定第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「情報等の提供」は、次の内容とする。また、甲および乙は災害状況の把握に努め、遅滞なく相手方に災害情報を提供することにより、甲および乙の情報の共有に努めるものとする。

- （1） 甲または乙が管理する道路の通行規制情報および応急復旧情報
- （2） 前号のほか、災害復旧活動等に影響を及ぼすと考えられる情報

（資機材等の提供）

第 2 条 協定第 2 条第 1 項第 4 号に規定する「資機材、物資、通信機器」（以下「資機材等」という。）の円滑な提供を目的として、必要に応じ、甲および乙は各者が保有する資機材等の種類および所在を相互に通知するものとする。

（その他措置の実施に必要と認められる事項）

第 3 条 協定第 2 条第 1 項第 5 号に規定する「その他措置の実施に必要と認められる事項」とは、甲および乙の協議により、被災者の安全の確保および被災地の早期復旧を第一義として実施する措置をいう。

- 2 前項の措置に必要となる関係機関への意見聴取および協議については、被要請者が実施するものとし、要請者は必要に応じ被要請者に協力するものとする。

この確認書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 3 月 10 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県防災危機管理監 瀬 古 良 勝

乙 愛知県名古屋市中区錦二丁目 18 番 19 号  
中日本高速道路株式会社 名古屋支社

保全・サービス事業部長 原 口 信 彦



## 自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設業協会（以下「乙」という。）とは、自然災害発生時における下水道機械・電気設備復旧のための緊急工事（以下「緊急工事」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

### （目 的）

第1条 本協定は、甲が管理する下水道機械・電気設備の緊急工事を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、緊急工事を実施する必要があると認めたときは、乙に必要な協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、その要請の趣旨に従い甲に協力するものとする。

### （会員との協定）

第3条 甲の下水道課長は、緊急工事を円滑に実施するために、乙の会員と、甲乙協議のうえ別途定めた協定を予め締結しておくものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成27年3月31日までとする。

但し、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

### （補 則）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年 7月14日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 東京都中央区新川二丁目6番16号  
一般社団法人日本下水道施設業協会  
会 長 松木 晴雄

## 災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と公益社団法人滋賀県建築士会（以下「乙」という。）は、大規模地震等で被災した建築物が余震等により倒壊するなど、二次災害の発生の恐れがある場合の被災建築物の応急危険度判定の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、滋賀県地域防災計画に基づき大規模地震等の発生後、その後に発生する余震などによる被災建築物の倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒など、人命にかかわる二次的災害を防止するため、実施する判定活動の協力を求めることにより、乙に所属する会員（以下「会員」という。）の社会貢献活動としての応援協力を得るにあたって、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各項に掲げる用語の定義はそれぞれ次の各項に定めるところによる。

- (1) 滋賀県被災建築物応急危険度判定士とは、滋賀県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条に定める滋賀県被災建築物応急危険度判定士（以下、「判定士」という。）のうち、県および市町等の職員を除く民間の判定士をいう。
- (2) 応急危険度判定コーディネーター（以下、「判定コーディネーター」という。）とは、判定の実施にあたり、判定実施本部および支援本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる判定業務に精通した者をいう。

### （事前準備）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく応急対策業務が円滑に行われるよう、随時、次の資料を提供又は交換するものとする。

- (1) 滋賀県地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助員の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 判定士名簿及び連絡網

### （協力の要請）

第4条 甲は、県内において大規模地震等が発生し、判定の実施のために応援協力が必要と判断したときは、乙に対し文書により応援協力を要請することができるものとする。

- 2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後、遅滞なく文書を交付するものとする。

### （協力）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、第3条の判定士連絡網に基づき判定士への連絡に協力するものとする。

- 2 乙の会員である判定士は、判定士の派遣および判定コーディネーターの派遣について、可能な限り甲に協力するものとする。
- 3 乙の会員である判定士等の派遣について、地震発生時に電話等の通信が困難な状況においても、実施できるよう取り組むものとする。

(災害時における補償)

第6条 前条第2項における判定士業務に伴う災害補償については、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度に基づく補償とする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては滋賀県土木交通部建築課建築指導室、乙においては公益社団法人滋賀県建築士会とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書をもって協定終了の意思表示をしない限りは、さらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(準用)

第9条 次の各項に掲げる場合にあつては、第4条から第7条の規定を準用する。

- (1) 甲が判定の他都道府県への支援、協力が必要と判断したとき
- (2) 甲が訓練のために判定士に連絡を行う必要があるとき

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年(2014年) 7月 1日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 嘉田由紀子

乙 滋賀県大津市におの浜一丁目1番18号  
公益社団法人 滋賀県建築士会

会長 山本 勝義

## 災害時における調査等の相互協力に関する協定

滋賀県（以下「甲」という。）と公益社団法人土木学会関西支部（以下「乙」という。）は、災害時における調査等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象や予期できない災害等により、甲が管理または管理委託する土木施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設」という。）が被災したとき、所管施設の被災現象が複雑で、学術的な領域における専門性および高度な知見が必要な場合の調査、判断、提言等（以下「調査等」という。）に関する相互協力の方法を定め、もって、被害拡大の防止、被害施設の早期復旧および防災技術の向上に資することを目的とする。

### （調査等の実施範囲）

第2条 調査等の実施範囲は、甲の所管施設における災害発生箇所等とする。

### （協力の内容）

第3条 甲は、第2条の範囲において、学術的な領域における専門性および高度な知見に基づく調査等が必要と認めるときは、乙に協力要請できるものとする。

2 乙は、前項に定める要請があったときは、可能な範囲で協力するものとし、調査等の実施の可否を甲に回答する。なお、実施可能なときは、速やかに調査団を結成して被災状況を調査し、甲へ報告するものとする。

3 乙は、第2条の範囲において、自らが自律的に被災状況を調査する必要があると認めるときは、甲に被災状況の調査等に関する協力を要請するものとし、調査を実施したときは、その結果について甲へ報告するものとする。

4 甲は、前項に定める要請があったときは、乙の実施する調査等に対して可能な範囲で協力するものとする。

5 甲は、第2項および第3項の結果を踏まえ、被災した所管施設の復旧・復興への技術的判断や提言を乙に求めることができるものとする。

6 乙は、前項に定める要求があったときは、学術的な専門性や高度な知見に基づき判断、提言を甲に行うものとする。

### （要請の手続き）

第4条 甲および乙は、第3条に定めるところにより協力を要請するときは、要請する旨の文書（以下「要請書」という。）を要請先に送付するものとする。

2 甲および乙が要請を行うときは、別紙に示す要請書（様式-1）によるものとする。

(連絡体制)

第5条 第3条第1項および第3項の要請に係る事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれの連絡体制を定め、相互に共有しておくものとする。

2 甲および乙は、連絡体制に変更があった場合は、相手方に対して速やかに報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条第1項に基づき乙が実施する調査等において、費用が伴う場合には、甲は乙に対してその費用を支払うものとする。

2 第3条第3項に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。

(成果の公表および使用)

第7条 第3条に定める調査等の成果について、甲および乙がその成果を公表する場合には、甲、乙が相互に確認したうえで行うものとし、使用する場合は、甲乙それぞれの判断により行うものとする。

(実施範囲の特例)

第8条 甲が特に必要として第2条に定める範囲以外において、調査等の実施を要請した場合は、乙は可能な限りこれに応じるものとする。

2 乙が特に必要として第2条に定める範囲以外において、第3条第3項に定める協力を甲に要請した場合は、甲は乙の実施する調査等に対して可能な範囲で協力するものとする。

(損害の負担)

第9条 調査等の実施に伴い甲および乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により甲に報告するものとする。

2 前項の損害に対する処置については、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了日より1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

3 本協定締結後、甲乙いずれかの申し出により甲乙協議のうえ、本協定は廃止することができる。

(その他)

第 11 条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 2 月 6 日

甲 滋賀県知事

三 日 月 大 造

乙 公益社団法人 土木学会 関西支部 関西支部長

森 昌 文

(様式-1)

平成 年 月 日

土木学会 関西支部長  
〇〇 〇〇 様

滋賀県知事 〇〇 〇〇

災害時における調査等の相互協力に関する要請書

「災害時における調査等の相互協力に関する協定」第4条および同条第2項に基づき、次のとおり要請します。

1. 被災場所	〇〇市〇〇町〇〇番地 地先
2. 被災概要	延長： 施設名： 概要：
3. 要請者	要請者所属： 要請者氏名： 電 話： F A X： E-mail：
4. 要請日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇
5. 要請内容	
6. 要請期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
7. その他	